

会 議 録 目 次

平成 2 6 年第 4 回海田町議会定例会（第 2 日目）

平成 2 6 年 6 月 4 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	一 般 質 問		
	○西山勝子議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	○宮坂二郎議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	○宗像啓之議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	○崎本広美議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	○前田勝男議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	28
日程第 2	第 32 号議案	海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について・・	40
日程第 3	第 33 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について・・・・・・・・	45
日程第 4	第 34 号議案	平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）・・・・・	47
日程第 5	第 35 号議案	平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）・・・・・・・・	59
日程第 6	第 36 号議案	平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）・	60
日程第 7	第 37 号議案	平成 26 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）・・	64
日程第 8	第 38 号議案	工事請負契約の締結について（海田小学校特別教室棟耐震 補強等工事）・・・・・・・・	65
日程第 9	第 39 号議案	工事請負契約の締結について（海田小学校プール改修工 事）・・・・・・・・	67
日程第 10	発議第 3 号	「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反 対する意見書案について・・・・・・・・	71
日程第 11	発議第 4 号	海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書案に ついて・・・・・・・・	73
日程第 12	発議第 5 号	「手話言語法」制定を求める意見書案について・・・・・	73
	（閉	会）・・・・・・・・	73

平成26年第4回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成26年6月3日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月4日 (水) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |           |
|---------------------|---|-----------|
| 町                   | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 副 町                 | 長 | 三 宅 信 行   |
| 総 務 部               | 長 | 窪 地 満     |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 臼 井 真     |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司   |
| 福 祉 保 健 部 次 長       |   | 湯 木 淳 子   |
| 企 画 課               | 長 | 門 前 誠 司   |
| 財 政 課               | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 課               | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 税 務 課               | 長 | 中 下 義 博   |
| 生 活 安 全 課           | 長 | 丹 羽 勤     |
| 住 民 課               | 長 | 尾 木 茂     |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長     |   | 森 原 知 美   |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 近 森 茂     |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 教 育                 | 長 | 中 村 弘 市   |
| 教 育 次 長             |   | 細 川 真 示   |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 石 川 直 之   |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 大 里 弘 美   |
| 生 涯 学 習 課           | 長 | 花 本 則 之   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 伊 藤 仁 士
主 幹 宮 垣 将 司
主 任 主 事 戸 成 正 考

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第32号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 3 第33号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 4 第34号議案 平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 5 第35号議案 平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 6 第36号議案 平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 7 第37号議案 平成 26 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 8 第38号議案 工事請負契約の締結について（海田小学校特別教室棟耐震補強等工事）

日 程 第 9 第39号議案 工事請負契約の締結について（海田小学校プール改修工事）

日 程 第 10 発議第 3 号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書案について

日 程 第 11 発議第 4 号 海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書案について

日 程 第 12 発議第 5 号 「手話言語法」制定を求める意見書案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は報道のためカメラなどの撮影を許可しておりますので、

ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております、日程第 1 から日程第 12 に至る各議案でございます。日程第 1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。12 番、西山議員。

○ 1 2 番（西山）皆様おはようございます。12 番、西山勝子でございます。この度は、2 項目数点について質問いたします。まず最初に、第 4 次海田町総合計画前期基本計画の実施計画についてでございます。第 4 次海田町総合計画基本構想に掲げられております都市像「ひと輝く、四季彩のまちかいた」の実現に向け前期基本計画で示された施策の実現のために必要な事務事業が示されました。そこで、質問いたします。1、子どもが健やかに育つ環境の整備、海田東第 2 児童クラブハウス整備事業についてでございます。放課後子ども教室との整合性も考慮された基本構想を計画されていらっしゃるのでしょうか。2、何年度にスタートをされるお考えでしょうか。次に、学校教育の充実についてでございます。ICT 教育環境整備について、平成 26 年度文部科学省の予算のうち、情報通信技術を活用した学びの推進に 4 億 4,200 万円、情報通信技術を活用した教育振興事業に 2 億 8,800 万円等が計上されておりますが、タブレットなどの情報端末を児童生徒に配布し、学校学習活動に利用できるように、具体的な年次計画を策定されるお考えはありますか。次に、学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究報告書が文部省より示されました。非構造部材耐震化におきまして、小・中学校ともに平成 27 年度に実施設計、平成 28 年度に整備事業が検討中とありますが、基本計画は策定済みでしょうか。次に小学校プール改修事業、平成 25 年度は海田東小学校が改修されました。本年度海田小学校のプールが整備されます。海田西小学校プール、海田南小学校プールも改修するための年次計画が必要になってくるのではないのでしょうか。次に、地方分権に対応した基礎自治体としての基盤整備と広域的連携でございます。役場庁舎移転事業として、平成 27 年度に庁舎移転基本計画、基本設計、平成 28 年度に実施計画、用地購入と示されています。数値も記入されておりますが、位置は具体性のあるものなのでしょうか、どうでしょうか。次に、雨水を貯めて有効利用のために助成制度の創設を、ということでございます。近年の気候変動による集中豪雨の頻発を踏まえて、下水道や河川の洪水を抑えることを目指し、また、雨水を貴重な資源として有効利用するために、平成 26 年 4 月に雨水利用促進法が成立をいたしました。国は、雨水貯留タンクを新設する家庭などを対象に、地方自治体を実施する助成制度に対し財政支援を行うこととしております。我が町も助成制度を導入するお考えはありませんでしょ

うか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。今日もよろしくお願いします。西山議員の質問の、学校教育の充実については教育委員会から、それ以外のことについては私から答弁をいたします。1点目については、現在策定を進めております子ども・子育て支援事業計画に基づき基本構想を策定したいと考えております。その中で、放課後子ども教室との連携や実施時期なども含めて総合的に検討してまいりたいと思っております。次に、役場庁舎移転の事業につきましての質問でございますが、庁舎の移転先がまだ決まっておりませんので、現時点での執行部の方針である海田市駅南口としております。続きまして、雨水貯留タンク新設に関する助成制度の導入についての質問でございますが、雨水の利用の推進に関する法律は成立したばかりなので、国からは具体的な施策が示されておられません。今後情報の収集を十分に行い、助成制度の研究をしてまいりたいと考えております。それでは、学校教育の充実については教育委員会から答弁をしますのによりしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）学校教育の充実についての質問でございますが、1点目については国の整備基準、先進地の動向を参考に導入について検討を進めているところでございます。2点目については、非構造部材の耐震化の基本計画は策定しておりません。3点目については、海田西小学校と海田南小学校のプールの改修については、総合計画の後期基本計画の中で具体化してまいります。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）最初に、海田東第2児童クラブハウスの整備事業についてでございますが、先ほどの答弁によりますと、基本構想を策定したい、その中で、放課後子ども教室との連携や実施時期等も含め総合的に検討してまいります、というご答弁でございました。現実、海田東小学校の児童クラブに入所したいといわれる人数は、もう相当定数をオーバーするような、年々、小1の方が増えてきております。これは、早急に更新を出されないとちょっと大変なことになるのではないかと危惧をしているのが現状でございます。来年度、この子育て支援、国の方針でいきますと、今後児童クラブを建設するときには放課後子ども教室との連携の上での建物といいますか、何か具体性を求めている内容でございます。そういたしますと、本年度中に海田東児童クラブの方針を、児童

クラブそのものを、どこかに充実をさせるのであれば、例えば今の海田町民センターですね、今そこの一部を児童クラブハウスにしておりますけど、そこを充実させて、ほかの機能をどちらかに持っていくのかという方針を立てられるのか、それとも、もっと大きなことで国が今示しているのでは、放課後児童教室、子ども教室を、学校が終わってそこでみんなで空き教室とかでして、その後、まだ保護者が働いてるということで、この児童クラブに入所するという方針を立てようかという報道もございますけども、ただこの海田東小学校の児童クラブだけは、現在定員、厳しい状況と私は判断しております。その辺はまず認識はされておられますでしょうか。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 現在、海田東児童クラブにつきましては、定員 60 名のところ、今年は 1 年生のご希望が多くてですね、今、81 名ご利用いただいております。ですが、今は学習スペースを、若干今狭いために児童館の余裕スペースを利用いたしまして、快適に過ごしていただいている状況でございます。

○議長（久留島） 西山議員。

○12番（西山） 今ご答弁いただいたとおりですね、定員を 20 名もオーバーして受け入れざるを得ない状況の東海田児童クラブが実態でございます。そういたしますと、今、町民センターを第 2 児童クラブもそこで即定員、条例改正をして定員を増にしてスタートさせていくのが良いのか、来年度の国の方針を待ってしていくのがいいのか。ただ定員をこれ結構なパーセント、オーバーとなっておりますね。その辺は、この 1 年間はどのような方針で児童クラブを運営されていかれるんでしょうか。

○議長（久留島） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井） 先ほどこども課長が言いましたように、海田東児童クラブの定員については、定員をオーバーしている状況がございます。町民センターの中の空いているスペース、これを有効に活用して今後定員増を考えていきたいと思っております。

○議長（久留島） 西山議員。

○12番（西山） それは暫定的であるのか、海田東児童クラブはそのような方針でまず行かれるんでしょうか。

○議長（久留島） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井） これは先ほど言いましたように、子ども・子育て支援事業計画の中でどういうふうな形を進めていくかというのにも検討してまいりたいと思います。これ

が当面の措置になるのか恒久的な措置になるのかというのは、そこらも含めて検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、役場庁舎移転事業でございますが、この実施計画が発表になったのは、平成26年度からでございます。JRの高架事業の修正案が県から示されたのは、平成25年8月でございます。先日のJRの高架事業の質問の中でいろいろご答弁をいただく中で、住民投票ですら実施時期がわからないときに、この平成26年度に掲げられました実施計画の中で、具体的に役場庁舎移転事業、平成27年度基本計画、平成28年度実施計画、用地購入まで明記されております。私は、これはいかがなものかと思いますが、県が修正案を出す前でしたらこの実施計画は私納得いきますが、県が修正案を出してこられて、JR高架事業がどうなるかわからないというときに、平成27年度、平成28年度、先ほどの答弁では、海田市駅南口の予定として計上してるっていうことには疑義があるんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）実施計画におきます庁舎移転につきましては、はっきり言いまして、一度計上したものをずっと毎年1年間ずつローリングと、その年度でできないという形でローリングという形で来ておりますが、おっしゃられますとおり、今の先行きが不透明の中では、本来は全てを検討中という形で他の事業もしておりますが、そういう表現に移行していくべきかと、それから、当然に試算するにあたっては、そういう前提条件としてあくまで、決めた訳ではなしに前提条件としてはじいております駅南口という形でやっておりますが、そこについてもその数字が動く訳でございますから、時期とそれから金額について、27年度実施計画からは、そういう未定という表現に、それまでに決まればそれはそのとおりにしますが、今と同じ状況が続きましたら、そういった未定というような表現に改めたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、雨水を貯めて有効利用のために助成制度の創設をという質問の答弁で、国は具体的な施策が示されていないので、情報収集を十分に行い助成制度の研究をしてまいりたいというご答弁でございましたが、国がちゃんとこういった方針を打ち出し海田町にとって有効であると考えられたときには、制度を創設されるお考えはあるのでしょうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい。県に確認したところ、これから具体的な施策のメニューが国から出るであろうという回答をいただいております。その中で、海田町にはまるものがあるというような考え方で情報の収集をしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）はい、今私が質問いたしましたのは、情報収集をされた結果、海田町に有効であれば導入を具体的に検討されるお考えはないかという質問をしたつもりでございますが、よろしくお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）議員が今おっしゃいましたような前提条件のもとであれば、当然に検討してまいります。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に、学校教育ですが、タブレットの導入について、先日の下岡議員の質問の答弁をずっと聞いておりますが、私昨年、平成25年の9月に、一般質問でタブレット導入を質問させていただきました。その結果、今回の平成26年からの実施計画の中で、具体的に、学校教育の充実、ICT教育環境整備が平成27年度から一応行うというという予定の実施計画が出てきております。で、私これをすごく楽しみにいたしておりました、どういう方向性で動いていくのかと。実は、電子黒板のときに、随分その、導入したらどうかという質問の中で、最終的には教職員が技術がついていかないと、待ってくださいと、それが数年間続きました。一昨年でしたでしょうか、西中学校で公開授業がございました。私は、それも電子黒板がどのように、活用された授業を、保護者の方、教育関係者の方に公開されるのかと楽しみにうかがいました。そういたしますと、電子黒板を使った授業は音楽の時間で、交響、クラシック音楽を放映してるDVDを放映をされて薄暗い部屋で鑑賞していた。ちょっと違うのではないかと。数年経っても、調査研究、実現に至っていない。もちろんそれ中学校でした。小学校の低学年も反復授業が大事ですので、たっただった電子黒板でたっただったすると、子ども達が地図の記号とかをサッとできるような、生涯忘れないような授業展開ができるはずなのに、中学校において音楽鑑賞でした。私すごくショックでした。今回タブレットの一般質問をいたしましたときに、具体的な内容はともかくも、積極的に取り組みたいというような教

育長のご答弁だったと私記憶しております。そうしますと、昨日の下岡議員の質問で、導入について検討を進めている、まだどうするかわからないというようなご答弁ですが、私やはり教職員がどう取り組むかによって授業展開できるかどうかの鍵を握っていると思うんですけども、教育長は、タブレット導入に向けて、教職員の研究研修をはじめどのような方針で今後研究を進めていかれるご予定でしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今ご指摘のとおりでございます。まず、昨年9月の段階で私は積極的に導入をする方向で思っておりました。しかしながら、さまざまな状況の中から昨日答弁したような、少し方向性を慎重にやらなくちゃいけないという実態でございます。今後の研修ですけれども、今、国の方で盛んに電子黒板なりタブレットの教育効果を上げるための方策がつくられておりますので、その方策の中をですね、いろいろ研究しながら、タブレットの、電子黒板とタブレットの連携のあり方とか、こうしたものについては、今後の教職員研修の中で進めていきたいとは思っております。ただ今の教職員の電子機器、ICT関係に対しての基礎知識っていうのは、まだまだ非常に低い部分がありますので、そこらも考慮しながらの研修になってくると思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）私は、教職員、先生方ほど電子機器、情報機器を活用することによって、随分業務、事務的量が少なくなっていくと思ってるんです。そういたしますと、今もって、教育界が一番遅れているということは、今からの子どもたちを育てる、一番大事な位置にいらっしゃる方が遅れていることは私は危惧をしております。電子黒板のことショックでしたので。今回の文部省は、平成23年度から3年間、モデルを実証研究をされた報告書がまとまってまいりました。その結果ですね、教職員も生徒も9割のその後のアンケートで、9割が授業が良く分かって楽しかったという結果報告が出てきております。先日のご答弁で成績には一切関係がなかったとおっしゃいますけども、文部科学省が、この3年間の実証した結果は、成績のいい子はもっと上がったと。成績があまりよくない子どもさんも興味がある子どもさんは随分成績が上がったという報告もございますので、延べるとそんなに変わらなかったという結論かもしれませんが、結局、教職員の研究いかんによっては、子どもたちは、前向きに捉えたいという思いが、ですから、今、格差が生じてる訳ですね、親がそういった機器を使っていろいろなことをしてる、塾でしてる、そこに行ってる子どもさんと、そういった環境に全然ない子どもさん

との格差は、年々広がっていったと思いますけども、それが、学校がおもしろくないという方にも続いておりますけども、そういった観点から、情報教育の推進はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）23年度からの報告書によりまして、子どもたちの意欲というものは上がっております。つまり授業が視覚的なものに変更している訳ですので、意欲としては上がっている。ですけれども、学力としてつながっていないということは、昨日の答弁の中でお話しさせていただいたところでございます。先進地・先進校においても、そちらの数値が必ずしも意欲と学力が比例関係ではないというところから、今、教育委員会の方ではそちらの導入のほうに慎重な姿勢を示しているところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）文部科学省の報告書、3年間実施をしたその結果をうそだと言われるんですか。その文部科学省の3年間実施、全国で小学校・中学校、特別支援学校で、3年間実施した結果の報告書が公開されております。それはうそで、授業には成績には全然関係なかったと言われるんですか、それでよろしいんですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）文科省の成果というのは、それはそれなりのもちろんバックデータをもった評価でしょうから、それを否定するものではとてもございません。昨日答弁いたしましたように、私たちが調査したのは全国の学力テスト、基礎基本とのピンポイントの学校だけでの比較でしたので、少なくとも広島県内では、とそういうことで話をさせていただきました。それと、先ほどの教職員の差ということがありましたけれども、ご指摘のとおりですね、教職員にも力量の差がものすごく激しいんです、この電子機器については。よくやってる教職員っていうのは、かなりたくさん専門的な知識を持っています。でも、ほとんどの教員がまだ専門的知識を持ってない。逆な言い方をすると、その専門的知識を持っている教員が転勤したらその学校のICT教育っていうのは格段に低下してしまうという、この恐れがあります。その中で研修をどう組んでいくかっていうこと、これは今広島県教委でも大きな課題になっておりまして、教育センターあたりで教職員研修の中にこのICT教育を織り込んでおりますけれども、まだまだ育っていないというのが現状であります。併せてですね、海田町の方も、県の研修と併せて、ICT機器っていうのは、何度も申し上げますが非常に重要な効果のあるものだとは思

っておりますので、その教職員の力量がついていくような、そんな研修は県と連携しながらやっていかなければいけないと、そうっております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）先ほどの学力が全然上がらなかったと、私延べて平均が上がってない、この文部省の報告もやはり、標準学力調査の結果で国語と算数でちゃんと上がっているという結果を報道している訳ですね。先ほど述べましたけども、成績の良い子はもっと伸びたと。成績のあんまり芳しくない子も興味のある子は成績がアップしたと。これを平均するから延べでしょ。上がらなかったって結論ですよ。個々を見ていかないとどうしょうもないじゃないですか。その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）今こちらで申し上げているのは、海田町の子どもたちが受けたものと、そのICTタブレット等入れたものの子どもたちの差を比較しているものでございます。つまり海田町では受けていないのに、ほかの県やほかの市の先進校であった、アンケートや結果だけでは、指標として違うものでは比較できないということでございます。ということは、同じ学力調査というものが、例えば県内、全国であったものを同時に比較した場合について、それぞれ例えば県内の先進校、海田町でも受けております、広島県内の先進校もそれを受けています、それとそれを比較したときにどうかということで、海田町の子どもが受けていないものと、他県や他市町で受けたものを比較しているものではないということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）ちょっと角度が違いすぎませんか。じゃ、文部省は3年かけて全国のピックアップしたのでタブレットの授業をしたらどのような結果が出るか、結果、調査をした訳ですよ、モデル校をつくって。だから文部省がモデル校で、全日本の国の小・中学校、特別支援学校にそういった情報機器を導入した授業をしないとしないのとでどのような結果が出るかという方針を定めるために、文部科学省は、モデル校を作って調査した訳でしょ。3年間実験をした訳ですね、その実験した結果が、文部科学省としてちゃんと結果報道されてるんですよ。その結果、成績のいい子はもっと良くなった傾向があると。成績があまり芳しくないけども、タブレット機器に興味を持って勉強に励んだら成績がアップしたという結果が出てきたからこそ、文部省は、タブレットを導入しようとしてる訳ですよ。海田町が云々とかいうレベルと違いますよ。だけどこの、成績

がアップしたデータと、成績がアップしたのと、アップしたその全校生徒を比べて延べると平均になりますよ。平均になったら変わらないじゃないですか。じゃあその広大の方でいろいろお聞きになってますけども、具体的な事例、ひとり一人の児童生徒の成績アップ、アップしないとかいう、実際の事例はお聞きになったでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）私がおそらくこの副校長と話したときに個別の案件というものは、個別のデータとして取り上げたものではありません。相対的なものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）正しい答弁をお願いいたします。で、次に、あの先ほど教育長が情報機器に特化した教師がいなくなると、転勤で、随分落ちると言われました。確かにそうかもしれませんが、ある地域によりますと、とにかく利活用シートというものを作成をして、それがそこの市の誰でも活用できるような、良い授業をしたデータは、ちゃんとデータに残して、どこの学校のどの先生が、国語の先生がこの学校の先生のタブレットを使った授業は生徒にとって価値がある、有効だったということ全部シートに残しておりまして、どこの学校でもそれは共有できるという。ですから、先進的に、今後の子どもたちが21世紀の後半を大人として世の中を生きていくときには、完全に、これよりもっと進んだ情報機器の時代になってると思うんです。1年遅れれば1年遅れるほど、子どもたちの情報機器を使った生き方から遅れていくってことがありますね。それも格差を言いましたけど、ますます差が出て来るんです。海田町に学んだ児童生徒の子どもたちには、一刻も早く、大人になったときに、力をつけて大人になってほしいという、世の中に遅れをとらせたくないという思いが私たちにはあるんです。その辺については、先進地をもっともっと調査研究をされて、海田町の教職員の研修に生かされるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）ICT教育、タブレット電子黒板共に、導入について否定をするつもりはありません。効果もあると何度も答弁しておりますけれども、このことは変わりませんので、今から、研究は必ず先進地視察を含めてしてまいります。その中で、今の段階の中でいくと、この海田町の教育全体を見たときにですね、教育の根本というのは、物を見る、それから聞く、そういうことから始まって、書くとか、話すとか、そのことにつながっていく訳ですけども、この基本の部分というのは、やはりペーパーも併せて

紙媒体も併せてやらなくちゃいけないので、そことタブレットがどうかかわっていくかっていう、ここのところの研究がまだまだ私は不足してると思うんで、今から今議員おっしゃったように数年したら格段この I C T 技術というのは向上してくると思います。そこはしっかり見つめながら、海田町のタブレットの、また電子黒板の教育というものは、研修も含めて進めさせていただきたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、非構造部材の耐震化でございますが、この実施計画には、平成27年度が実施計画の検討中と、平成28年度が整備事業を検討という計画になっております。しかし文部省が本年度、学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究報告書を発表いたしました。来年度から随分これも動いていくのではないかと判断をしておりますが、そのときには、この検討中が、実施計画の中に組み込むべきと考えますが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）今後職員の現地調査を行いまして、平成27年度に実地設計、平成28年度に改修工事を実施する方向で予定をしております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）最後に、今回海田東小学校と海田小学校のプールが随分子どもたちが快適に水泳授業が受けれるようになってくる訳ですけども、海田西小学校も海田南小学校も、西小学校におきましては、昭和50年からスタートいたしまして、ここちょっと厳しいと思うんですけど、昭和58年にはプールサイドを改修、昭和59年水槽塗装、平成8年水槽塗装、平成15年水槽を塗装をされてきております。また南小学校は昭和54年7月からスタートいたしまして、平成2年にプールサイド改修、平成15年に水槽塗装をされておりますけども、いかんせん、日にちがたっておりまして、2校は快適な、着替えからシャワーから快適なところからスタートするのに対しまして、海田西小と海田南小はそのままでいくということで、先ほどの答弁では、後期基本計画平成29年度の中で具体化していくということは、今年26年度ですから、2年、3年後からスタートしますと、改修が始まって脱衣所と云々が綺麗になるのは4、5年後ですね。ちょっとあまりにも、その差異はひど過ぎると私は判断するんですけども、もっと早く実現するような、実施計画にのるような方針で考える訳にはいかないんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）はい、南小学校、西小学校につきましては、今行っております2校より7年から10年ぐらい新しいものでございます。ただかなり老朽化がきております。また、当時よりも、水槽の部材としてFRPなどという大変優れたものもできております。ですので、次の後期総合計画等の中で検討というところを今こちらの方では考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）検討ということは、今回のようなほとんど改築に近い検討をなさるのか、今までと同じような塗装改修とかサイド改修とか、脱衣場と、この改修と、どちらの方針でいかれるお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）やはりこの度、東小と海小を改築した、やはりそういったところで後期実施計画の方で検討してみたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）ですからどちらを検討されるんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）海田小、東小と同じような形で考えていきたいというふうに思っております。

○12番（西山）終わります。

○議長（久留島）11番、宮坂議員。はい。

○11番（宮坂）11番、宮坂です。2点ほどお尋ねします。まず、新電力の導入を考えてはどうかということで、過日報道によりますと、中国地方の公共施設の電力入札で、特定規模電気事業者、いわゆる新電力の入札が拡幅しているという報道がありました。本町も今年度から、小・中学校のエアコンの整備に伴い電力需要が増大することが見込まれておりますので、これのメリット、デメリットを含めまして、検討を始めてみたらどうかという考えです。お尋ねします。続いて2点目、公園の管理について。町内にある公園は住民の皆さんの憩いの場として大変に有効利用されております。しかし、不特定多数の方が利用するために、器物の損壊がいつの間にか行われていることも悲しいかな現実ではあります。そこで、具体的に問います。寺迫公園がございましたけども、そこにバスケットボールのリングがまたしても壊されてしまっております。この箇所においては、以前にも壊されて修理すればまた壊されてイタチごっこの状態であります。現在、

最近リングは壊されていました。何かご存じの方ご連絡ください、の張り紙が都市整備課名で貼られておりまして、修理はまだされてない状態であります。先にも言いましたようにイタチごっこの状態であり、町として、今後の対策を立てているのであらうと思いますが、いつもそこで練習している子どもたちがいるから、早期修理を求める声は非常に大きいものであります。今後どのようにされるのか、修理を望む声が大きく、私は監視カメラの設置を含めた整備を行ったらよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。この問題に関しては5月21日に通告しました後、一応修理の方向ということとは耳にしておりますけども、今後のこのイタチごっこの状況の方向性、方針を踏まえて問うものでございます。よろしくお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宮坂議員の質問に答弁をいたします。まず、新電力の導入についての質問でございますが、既に新電力を導入し経費削減に取り組んでいる団体などから情報の収集に努めメリットデメリットを含めて調査研究をしてみたいと思っております。続きまして、公園の管理についての質問でございますが、ご指摘いただいたバスケットゴールにつきましては、現在、修繕中でございます。今後このようなことがないよう、再び看板などの設置などにより公園利用者の意識の啓発を行ってみたいと考えております。また、町内の小・中学校においても、児童生徒に公園施設を大切に利用するよう指導しているところでございます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）では、まず公園の管理のほうから先にまいります。昨日も見たんですけど、修繕の方向であるとは聞いておりまして、町長今答弁でもありましたけども、まだ修繕されてなくてまだ都市整備課の紙が貼ってある状態ですよね。では、私も申しましたけども、何かご存じの方ご連絡くださいという張り紙があって、何か連絡はありましたか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）ご連絡は入っておりません。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）では、あそこの公園、ミニバスケットって言って、少し高さがちっちゃいバスケットゴールなんですよね。で、そこを使っているお子さんというか団体いうか、お子さんですよね、どれくらいのお子さんが使ってらっしゃるという実態は、把握をさ

れていらっしゃいますか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）小学生の団体いうのをお聞きしております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）ですからそれは町で調べたのか、それとも、情報がそういうふうな情報が入ってきたのか。どういった媒体からそういった子がどういった周期で使っているかというその情報ですね、それはどういうふうな経路で入ってきているかということ。

○議長（久留島）（近森）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、これは、議員さんもございましたし、その任意団体の中で、その中で定期的に公園を利用されている方とか、あと、メールでですね、その地区内外の方が使われてるいうのもありましたし、そういう団体につきましては、それはあれなんですけど、個人的に、小学生、主に小学生が使われているという情報は、そういう媒体などでお聞きしている次第です。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）では、積極的に町の方からどういった方がどういったお子さんが使われてるかというのをこちらから積極的に調べてはないということではよろしいのかということ、それと、まあじゃ先にどうぞ。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）うちの方から積極的に中に入ってますね、そういった聞き取りのほうはまだ行っておりません。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）それはね、いいんだけど、そしたら先に申しましたように、リングが壊されているから連絡くださいという張り紙を貼っていて何も情報がないと言われましたよね。それじゃあ入ってきませんよ。ある程度足を運んで近くの方に、議員さんもいらっしゃるし近くの住民の方もいらっしゃるから、その方に、どんな状況ですかね、どういう方が、どういう子が、まあ言葉は悪いけどたむろしているか、そういう状況把握は、教育委員会もそうよ、把握せんじゃあ、貼っとるだけじゃあ入ってきませんよ。情報は。ね。そんで少し足を運んで、貼っとくだけじゃあだめなんですよ。やっぱり足を運んで状況を把握して、やはりだめだという、ね、そういう状況の把握、今後の状況の把握の仕方の考え方、どうですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）まず周辺の聞き取りというのは担当がしておりますが、まだ情報としては今言われたようにですね、張り紙をしてから情報が入ってないということもありますので、いま一度ですね、そういった情報の収集をして、今後そういった破損がないようにどういったことができるのかというのを含めてですね、今後検討していきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）ぜひその方向でやっていただきたいし、この件に関しましては予算的にはちっちゃいことなんで、一般質問で取り上げるのもどうかなと考えたんですけども、ただイタチごっこになっている状況で、これはこの寺迫公園だけじゃなくて町内いろんな施設公園がありますね。あと施設がありますよね。そういった面で修繕されて、修繕しては壊される、修繕しては壊される、そういったイタチごっこになった状況で、じゃあ止めるかどうかという選択の中で、住民からのやっぱり要望が高いものに関しては、もし止める方向にしても、使ってる住民の方の意向をよく聞いて、そこから判断する、町の勝手な方向性でなくてやはり使ってる方がいらっしゃる事がわかるのであれば、その方向性を持っていただきたいということです。その方向は、とりあえず、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃるとおり、管理する立場からではなしに使われる立場というところも十分に考えて対応してまいりたいと思います。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）次に、新電力なんですけども、なんか寂しい答弁というか、もう少し、私の質問のやり方が、釈迦に説法のように新電力がどうのこのとかいうふうには書かなかったんで、あまりにもあっさりした答弁かなというふうに思ったんですけども、新電力を導入したら、基本的に、今の中国電力、普通電力より、安く契約ができる自治体が多い訳です。私も出しましたように、広島県内でも種々の自治体が取り組んで実施の方向であると。でね、実際これを導入することによって最近はあまりそこまで安くならなかったという話もあるんですけども、それも、それでも契約単価が安くなるのであれば町に対してはメリットはあるんですよ。私が知ってる情報では、新電力を導入するに当たってのデメリットははっきりいってないというふうに聞いているんですよ。だったらもうこんな答弁出さんで、僕は言いますよ、もう導入しなさいって。来年度、早速導入し

なさいや。あまりにもこの答弁は寂しいよ、どうですか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）町長答弁でもございましたように、今、職員を先進地、既に導入している自治体等に派遣して、そのメリット、デメリット、それから入札の方法、どのような施設を対象にしてどのようにまとめてやったのかというところで調査研究をしておりますので、そこらのところを含めて、導入に向けての判断をしたいと思っております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）いや、絶対ぼくは導入せえと言う訳じゃないんよ。ただね、答弁がね、あまりにも、なに、調査研究進めてまいります。こんぐらいのことであんだあ、一般質問に対する答弁、違うでしょうが。県内でも新聞に出とって、私が調べた中でもね、例えば東京立川市ね、年間1,660万円節約して、横浜市においてはこの新電力入札900施設に拡大している、そういった事例もあるし、あと、言いますよ、東京世田谷区、これ約1億円以上の経費を節減があると見込んだけども実はあんまり良くなくて、それでも4,400万節減できた、そういった実績もあるんですよ。新電力のデメリットはないと申しましたけども、弱点といいますと、多分課長さんも調べていらっしゃると思うんですけども、パイが少ない。例えば今回、中国電力、各小・中学校においてはキュービクルを設置して高圧電力契約になって、普通の電力契約よりも安くなる。そっからまだ安くなる、その時点で安い契約になるんで、それ以上の、ね、費用対効果を考えたら、あまりメリットがないっていうふうな、僕は答弁があるかなと思ってたんですよ。そんぐらい研究しましたという答弁があってしかりと思ってたんですよ。そこまで今、現在の、じゃあ状況はどこまで調べてらっしゃいますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今の答弁でお答えしますけども、デメリットの一つに、事務コストの増大というのがございます。私、ちょうどこの電力の自由化のときに、県庁の財産管理課におりまして、県庁を自由化するというところで行いました。その際にも、本庁舎それから県立病院、そういった大規模なところにおいては非常にメリット出てまいりますし、それは先ほど議員がおっしゃいました横浜市ですとか世田谷区、立川市、そういったようなところでメリットでてきております。しかしながら、小さいいわゆる電力の量の少ないところにおきますと、事務コストに比べましてその削減料が少ない、特に小さいところではなかなかこの新電力会社というところが出てきてくれません。県におきましても、

合同庁舎にはひとつも応札がないと、事務コストだけかかるという状態がございますので、申し訳ございませんが、今回、メリットデメリット含めて調査研究というのは、例えば、つい最近やられた廿日市市に行かさせまして、どのような事務コストがかかりどれどの程度の応札があったのか、そういったようなことを調べさせております。議員おっしゃいましたように、デメリットという部分の一つに、私としましては、事務コストの増大というところがあると思っておりますので、こういう答弁になっております。

○ 1 1 番（宮坂）終わります。

○議長（久留島） 6 番、宗像議員。

○ 6 番（宗像） 6 番、宗像です。この度、海田町地域防災計画の見直しを行い新たなハザードマップを作成され、津波や洪水による浸水についても刷新されております。それによると、避難場所の多くは、浸水地区の中に指定されており、その中の多くは、1 階部分が浸水すると思われます。そんなときに、今、今回の、そういうハザードマップの中には2 階の避難についての記載がされておりますので、その点については評価するものがあると思います。しかし、備蓄、物資についてはどのようにされてるのか。このことについて、昨年だったと思いますけど、私の方が質問させていただきました。垂直備蓄については検討するという回答が返ってきておりますが、その検討はどのようにされたのか、その結果どのようになったのか、ご報告願います。次に、公園管理についてでございます。現在の公園管理を見てると、きれいに管理されてるところと草が生えて管理が行き届いていない場所があると思います。草は生えてるところは、実際には利用者が少ないのも原因の一つだと考えられますし、利用者比べて公園面積が多すぎて隅々まで管理が行き届いていない、こういうことも考えられると思います。公園の管理を、昔は地元へ委託をされてやってたと思いますけれどもこんなときにはこのようなことはほとんどなかったように記憶しております。現在は、ゴミ箱をその上撤去しておりますので、利用者が草やごみを整理して処理することもできない状況にあります。ゴミ箱があるときには、定期的に点検を行ってごみの処理をしておりましたけども、現在は、どのような状況で定期的に点検されてるんでしょうか。公園の整備については、都市計画マスタープランに基づき目標を定めて進めていると思いますが、このような状況や利用等を考えて再配置を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。最後に、経費の節減についてでございます。予算の作成時、財政当局の方からは、経費の節減を最大限に考えて編成しているという説明をしておられます。このことが各課まで、また

各末端まで、本当に周知されてないように思われますけれども、実際にはどのような形で周知徹底を行っているのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁いたします。まず災害時備蓄物資についての質問でございますが、備蓄のあり方については、現在、備蓄倉庫を使用しながら、今後環境センター焼却炉跡地に整備する予定の大型備蓄倉庫を主体として行っていきたいと考えております。続きまして、公園の管理と整備についての質問でございますが、公園のごみ点検については、毎月1回実施をしております。また、環境センターにおいても、環境美化の観点から公園などの巡回を行っております。なお、公園の再配置につきましては考えておりません。続きまして、経費削減の周知徹底についての質問でございますが、予算編成方針においても、また、予算内容においてもさらなる財政の効率化が必要であることを訴えるとともに、限られた財源の中で行政サービスの向上に向けて取り組むよう指示してまいりました。執行の段階では、幹部会議等、また、さまざまな機会を通じて経費の削減に取り組むよう指示をしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）まず災害備蓄のことなんですが、回答の方で環境センター焼却地跡地に整備する大型の備蓄倉庫を主体に行っていきたい、この考えを私は間違えているということではないんですが、基本的に今回の予算の編成のときもこのような方針でされるということで、方針が示されております。それについては私も理解しています。ただ、実際に洪水と、海田で一番起こりやすい災害っていうのは洪水ではないかと思っております。洪水のときに、各避難地区、大型の避難場所、特に小学校に対して、そこへ物資を本当にその水害・洪水が起こった時点で、その物資を運べるとご理解されてるのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）洪水の場合、かなり海田町で広範囲に浸水するという事で、今回ハザードマップ、各世帯に配布さしていただいたと思うんですが、広範囲になれば非常にですね、どの地区も浸水するという事で、大型の備蓄倉庫からですね、浸水地域についてはボート等のもので運ぶとか、そういったことも考えられるんじゃないかなと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）確かにそのとおりではございますけども、要は前に僕は申し上げた、各小

学校区に備蓄されてるという話をされてたと思うんです。それを、垂直に上げてはどうか。確かに大型、避難時間が長くなれば大型倉庫から出してこんにゃあいけないですが、当面、下にあれば浸かってしまっただ目になるから上にあげてはどうかという話を僕さしていただいて、今回の質問についても、それについては検討されたんでしょうかという質問をしております。それについて、どのような検討されたのか再度お答え願いたい。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）昨年の25年の12月議会の方で、宗像議員、ご質問いただいたと思うんですが、その時、地域防災計画の見直しの中でこれを検討させていただくというご答弁さしていただいております。防災計画の見直しにあたりまして、そこら辺も備蓄の考え方につきましても、今回見直しをさしていただいた結果として、その、大型の備蓄倉庫、分散と集中によりまして、各所に細かく分けるものと集中備蓄ということがいざというときの対応というのを考えさせていただいたものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）大型の施設に集中することについて僕は否定してるんじゃない。分散したもののについて、垂直の備蓄についてはどうされるんですかという質問をしてるんです。例えば学校でしたら空き教室があるんじゃないか、だから空き教室を使ってはどうか。だからその辺の検討をされたんでしょうか、その検討されてないんでしょうかということをもまずお聞きしてるんで、今すぐ答えをください、それをそういうふうにしますいう答えくださいと言っておるんじゃない。それを検討して、いざという災害のときに備えてこなきゃいけないのが行政の役目だと私は思います。だから、いつ災害というのは起こるかわからない。だからそのために備えておくのが行政の役目であって、そのために検討すべきではないんか、じゃあその検討をしたのか、してないのか、するんなら、今後、今してないんであれば、今後きちんとした形でさして結論さしていただきますというんならそれはそれで結構だと。そういうときのために必要なのが、一番の大きな計画だと思いますんで、その辺どうなんでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）避難所の備蓄の在り方につきましては、学校においては空き教室がございませんので、現在ある余裕教室を活用できるかどうかを今後教育委員会それから学校などとも協議しながら、備蓄の充実に努めてまいります。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）空き教室がない、去年の12月に私は学校教育課長にここで質問したら、現在空き教室はございますと、ところが、この前、あの教育次長の答弁では、別のところの答弁では空き教室がない、この今何か月で教室が減るもんなんですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）私の理解している範囲におきましては、空き教室は将来とも活用しない教室というふうに理解しております。これはない。現在普通教室と違う形で使ってる余裕教室として使っている部分はございますので、ここら辺を活用することができないかということにつきましては、今後、教育委員会などとも協議を進めてまいりたいということでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）とにかく、どちらにしろ実際に避難された時のために、考えて、これからの計画を早く策定していただきたいと思いますので。次に、公園の管理の問題ですけれども、先ほど宮坂議員も少し言われたと思うんですが、1か月に1回とおっしゃられましたが、本当に1か月に1回、回ってるんでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、1か月に1回、回っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）これは道路問題のときにも私申し上げたと思うんですが、必ず建設関係の担当部署については現場に出ることがございます。そういうときを利用して、ちょっと回ってこいやとかそうすれば1週間に一遍ぐらい回ることは可能じゃないんですかね。その辺について、もう少し、要は目標を定めてきちんとした形でやる必要があるんじゃないかと思いますし、この問題というのは一つは、実際に公園掃除、草を取られた、その方が、山盛りになっていても誰も取りに来ん、いちいちわしらの方が丁寧に連絡せんにゃあいけんのかという問題からも、ちょっと私のほうが端を発したんですけども、その辺について、きちんとある程度定期間隔、短い間隔で回ることが見ることが、中に入って一つずつ見るんじゃなくて、通りで見るだけでも、十分するぐらいは、車で横を通るだけでも、十分管理ができると思うんですよ、監視は。その辺についてもね、やられたらどうなんだろうというのが一つの問題でございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいました、建設部内だけではなしに、こういう町内を回って

おりますうちの組織として、環境センターも回っておりますし、町民サービス室もメール便その他でも回っております。こういったような段階において、そういった公園の、中まで確かにおっしゃるように、入るというのは、限られたサイクルになるかもわかりませんが、そういったところで回らせる。特に、今おっしゃいましたように、せっかくごみ等集めていただいたものがまた分散したりとか、それからしていただいた意欲をそぐといったことがあってもいけませんので、そういう観点からも、他部局においてもそういった巡視をさせたいと思います。

○議長（久留島）宗像委員。

○6番（宗像）是非それはやってほしいんですけれども、それと、町長の答弁の中では再配置は考えていないというふうにおっしゃられましたけども、そういうのも含めて、実際に使われてる公園、使われていない公園っていうのが確かにあると思うんです。公園をなくすれば地元の反対が随分出てくるのは事実でしょう。しかし、全体的に欲しくてもない地区っていうのは多分たくさんあると思う。その辺で、一方的に増やすということも大変でしょうから、その辺も含めて、将来計画そのものをきちんと考えて行く必要があると思います。確かに海田町は、1人あたりの公園面積が随分少ない中で減らすというのは難しいかもわかりませんが、その辺も踏まえて規模を縮小するとか、などを考えながら、全体の再配置を、今すぐじゃないにしても考えていくべき時期に来ているんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）分権の条例の時、1人あたりの公園面積で相当、低い数値を出したときに皆様方が、それでいいのかという議論もあったと思います。そういう中で今議員おっしゃいましたように再配置という中で、減らすと、ここを縮小するというのは非常に難しいという意味から、現在書いておりますが、あのときも申し上げた地域に公園がないところをどうするか、そういう、再配置というんではない、充実という分についてはまた考えていきたいと思いますが、再配置というのはプラス・マイナスという意味だと思いますから、マイナスというのは今非常に難しいんじゃないかと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）最後に経費のことについてでございます。予算の時、いつも財政当局の方からは経費節減に精いっぱい努力させますというようなことをされてます。おっしゃってます。本当にそれが、末端までつながって、声がきちんとつながってるんでしょうか。

担当部局として実際に声が通ってると思ってますか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）最小の経費で最大の効果を上げるというのは、地方公務員としては初歩の初歩だというふうに思っております。予算編成におきましても執行の段階におきましても、いろんな段階を通じて経費の削減には取り組んでおりますけれども、結果としてこの度議員さんからこのような指摘をいただいたことは、非常に残念なことだと思っております。私といたしましては、職員全員、経費の削減に取り組んでいると思いたすが、これを機会に改めて徹底を図りたいというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）そこまで言われてまた言うのはきついんですが、これ今持ってきております。同じ人間に対して、同じ日に届いた手紙でございます。どこの課とは言いませんけれども、これを1昨年、これが、1日違いで9通まいりました。全部で9、昨日5通来て、その翌日に9通。同じ人間に対してですよ。誰とは言いません。出したところも言いませんけれども、これ考えられますか、普通。それは直接公にするのもと思って、担当部局へ行ってこういう問題どう思うかという話をさせてもらいました。僕は今のこの経費が伝わるとるか伝わらんとかいう問題も含めてね、やった行為というよりも、それがきちんと下まで伝わってるのかな。この前、副町長がおっしゃられました、幹部会議を通じてきちんと周知徹底を図っております。ところが、この幹部会議で周知しても幹部に周知しても、その幹部の周知したものが本当に下まで伝わっておるのだろうか。この問題についても、私がこの問題を出さしてもらったのは、一昨年、確か。来たんでおかしいですよと申し上げたら、今度はこんなことないようにしますと言って昨年は確かに良かった。で、今年になったらまた元に戻った。これ、担当者と担当課長が変わったらもっとまた元へ戻ってしまった。僕それが一番問題じゃないかなと、きちんとそれが、次の者に伝わらない。で、そういうことがままあるということになれば、当然、事務方のトップの副町長が一生懸命幹部会議で申されたのが本当に末端まで伝わってるのか、それが僕ものすごい疑問を感じているというところなんです、その辺はどうなんでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど財政課長も言いましたけれども、今封筒の色で大体想像がついたのですが、もしそうであれば残念なことと思います。で幹部会議の伝達方法については、

確かにおっしゃられるとおり、次の日の朝礼でまだ言え方がいい方、場合によっては文書を回すだけというのも見受けられていたことも確かです。で、はっきり言いまして最近そういうのも気がついておりますから、事象が起こった場合、課長を読んでまず聞くのは、幹部会議の内容をどのような形で伝達したのか、そういうことを聞いた上で、今時々やっておりますのは、各部長に部会を開けと。部会も、課長を集めるんじゃないに職員全体を集めて部長の口からも語れと、職員に。そういったようなことで、幹部会議でなんぼ言ってもなかなか直らない。申し訳ございませんが、例えば議会対応とかそういうようなところ、いろいろな点ございます。そういうようなところについては、いかに末端まで通じるようにするのかというようなところを、それぞれの職場における管理職から職員に対する伝達方法というところも、残念ながら具体的に指示しないとということもあるのが残念なんです、そういうこともやっております。それからもう一つに、確かに幹部会議だけでは末端にも徹底しないということで、少し美観の面からいかがかと思うんですが、お気づきかもわかりませんが、コピー機あたりには全部私の名前で、全部標語で、例えばカラーコピーは極力減らせよとか、コピー自体も、その紙のことを考えてしないようにというような、そういった、おっしゃるとおり、幹部がいかに考えても、職員ひとり一人がそういう意識を持っていてもらわないといけないんで、伝達方法については、いろいろと工夫をしておるところでございます。ただ、いろんなところで指摘を受けますので、残念ながらまだその効果がどの程度出てるかというところを、確信持てておりませんので、さらなるそういった一般職員に対するいろんな周知を図る方法を考えてまいります。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）最後に、これ1点だけ、それとこれ前に、これ少しちょっと話が逸れてるかもわかりませんが、絡んだことなので、千葉邸とか学校問題なんかの時、よく教育委員会とお話ししたときに、文書でやり取りしていない、記録が残ってない。今のこの問題でもそうだと思うんです。一番大切なのは、こういう問題があった、こういう問題についてこういう対応を決めた。課長は決められたんですが、それが下まで伝わった、伝わったけども、口頭で言っていると。こういうものをきちんとした形、文書の形で残して、次の者が来ても見えるような形、こういうものを徹底していくべきじゃないかと思います。その辺について、これからも整理されてやっていただけるものと、副町長の言葉を信じさせていただきます。以上で終わります。

○議長（久留島）この際暫時休憩いたします。再開は 10 時 25 分です。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 17 分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

13 番、崎本議員。

○13 番（崎本）13 番、崎本でございます。大きく 3 点だけ質問いたします。第 1 点目に、保育所の安全対策は。全国的に保育士が不足しているといわれます。町営保育所の設置に関して保育士は充足していると考えますが、入所希望に対し保育士の実態と正規と非正規はどのようになっていますか。さらに、将来の採用計画はどのようになっていますか。大きく 2 番目、私が再々申していますように、町道 6 号線の狭い所の解消を。町道 6 号線の西地区の狭い道路の解消に関して、5 年前から要望を続けたところ、平成 25 年度にはめどが立ち、随時改善を図るとの回答がありました。平成 26 年度の改善に向けて実施はどのようになっていますか、問うものでございます。大きく 3 番目、ジュニアスポーツの活動支援の改善を。平成 26 年 3 月定例会において、ジュニア育成の強化のため、運動場や施設など、利用料の全面免除、活動への活性化を図ってはどうかという質問に対して、26 年度実施に向けて検討すると答弁がありました。ジュニア育成の強化のため、スポーツ活動における運動場や施設など、利用や使用料の負担軽減を改善されましたか。また、その周知はどのようにされましたか、問うものでございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁をいたします。まず、保育所の安全対策についての質問でございますが、1 点目については、5 月当初時点において入所児童が 334 名、フルタイム勤務の保育士が 51 名となっております。入所児童数に対して基準内の保育士の配置をしております。また、正規、非正規の割合はほぼ同数となっております。2 点目については、現在進めている保育所再整備事業の方針等が決定した段階で採用方針の見直しを行っていきたいと考えています。続きまして、町道 6 号線の狭い所の解消についての質問でございますが、買収予定地の裁判が現在進行中ですが、近日中に判決が確定する予定と伺っております。今後は、判決が確定次第、速やかに用地取得の手続を進めてまいりたいと考えております。続きまして、ジュニアスポーツの活動支援の改善に

についての質問でございますが、各スポーツ少年団が、学校施設、学校運動場及び社会教育施設を使用する場合は全額免除とすることとし、平成 26 年 4 月 1 日から施行しております。また、対象団体については個別に文書でらせております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13 番（崎本） まず、保育所問題でございますが、子育て支援ちゅうのはね、海田町にとっても全国にとっても子育て支援が充実したら人口も増える、というような今は実態がそうになっています。私は、海田町においてね、海田町は非常に子育て支援が大変充実しとると言われるような町になったらですよ、海田町の人口も増えるし、若い者も増えると思います。だから、私がまずはそれを育てる保育士・保母さん、これを充実せんにゃあ、わし安全な安心なまちちゅうものはわしできんと思いますので、今、私は話に聞くとまだ募集しても足りない部分はある程度あるかもわからんと聞いていますが、まあ答弁はね、ええ答弁ばかりしてもしようがないじゃけえ、充実を図るようにまだ不足しておったらね、早急に採用するとか、募集するとかいう考えはあるかないかちょっとお願いします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 昨日、下岡議員の質問に対しまして、今後の運営形態として、民間による運営というのも視野に入れるというお話をさせていただきました。民間に委託しました場合には、正規職員の場合、その後の雇用をどのようにするかという問題が出てまいりますので、まずそれを決めましてから、特に正規の保育士、何人必要かということを考えて、採用方針を考えてまいりたいと考えております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13 番（崎本） まあ、福祉部長からも話を聞いてますが、今年度 26 年度中に計画案は策定ができるとありますのでね、その中でも、このことをどう考えるべきかちゅうことは、少し盛り込んでもらいたいと思いますがその点についてはどうですか。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 特に前段部分で決めます基本構想の中で形態をどうするかということを考えてますので、そういった保育士の問題についても、そこで、十分にご説明できるようにしたいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13 番（崎本） それまでに、十分検討してよい答えが出るようによろしくお願いします。

お願いじゃあいけんのじゃが、まあ、努力してください。次に、町道6号線ですが、長い間ずっと私も言い続けてきて、今、請願とかいろいろなんかも出していますが、そのようなところでね、副町長、今後話がつき次第、ついたところは即やってもらえると、優先的にですよね、やっぱりやってもろうたら、やっぱりあんだけ途中まで広うなっておって巡回バスも上がるように、徐々にさしてもらえますので、今の請願や要望はいっぱい出してますのでね、できる限り要望に応じてですね、請願に応じてやっていただけるようにわし努力してもらいたいんですが、その点、副町長、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長答弁でもありましたように、順次用地取得から進めてまいるという形にしております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）副町長が約束されたからそのように、一つよろしく早急にお願いします。

次に、ジュニアスポーツの活動支援の改善についてですが、今大変私が一般質問で出したら即やってもらえて大変結構ですがね、やっぱりここにあるように、私は、どういう通知をされたかちゅうことがちょっと気になったんです。スポーツクラブからはね、免除になりましたということは聞いています。けどね、一般の関係ない人でも子を持つ親がおるんですよ。海田町はこんだけスポーツクラブやなんじゃかんじゃ無料にしてこんだけ力入れてやったら、今後、ほんじゃスポーツさせようかと関係ない人でも思うかわからんのやから、こういうね、是非ええことが決まったらね、広報でも一回ぐらいは載せたらどうかちゅうことを私は言いたかったから、一般質問に出したんよ。そりゃあ下げてもろうたじゃありがとうございます。だけど、周知の仕方もきちっとやってもろうたら、まだよかったと思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）広報での周知について、実施してまいりたいというふうに考えております。

○13番（崎本）今後とも、よろしくお願いします。はい、終わります。

○議長（久留島）14番、前田委員。

○14番（前田）14番、前田です。5月に実施した議会報告会において、一般町民から次のような意見が出ました。JR高架化事業において、県が海田町部分を中止した場合、庁舎移転が不要になる、さらには、今後進むであろう道州制もあることから、何十億円

もかけての庁舎移転建設は無駄であり、また庁舎の移転も必要がないのではないか、急いで庁舎の移転先を決める必要もないのではないか、というような声が聞かれました。

J Rの高架化を実施しなくても、県道瀬野海田線等の拡幅で庁舎が支障となるので、いずれにしても、庁舎の移転は必要であるというふうに考えますが、これについて町長はどのようにお考えかをまずお尋ねをいたします。3月議会、予算委員会において、町長、特に副町長は県の動向を見ながら考える、庁舎の移転についてであります。このように答弁をしております。この庁舎の移転問題は、住民に周知のためにも、住民投票ですね、しっかり早急に説明をして、早く住民投票を行うべきではないか、このように思います。早くこの決断を町長されるべきであると思います。これについて先の町長の考えをしっかりと尋ねてみたい。さらにはまた町長も住民と同じように、高架化事業が中止になれば、立ち退きは必要ないと、このように考えておられるのかも、併せてお尋ねをいたします。次に、高架化事業の行方とか県の動向を見ながらという説明を繰り返し行っておられますが、具体的にはどのようなことを指すのか、その説明を求めます。重ねて尋ねますが、県の動向とは何か、明確な答えを求めるものであります。住民投票の実施ができるのか、どのようなことになれば住民投票の実施の環境が整うのか、その内容も併せてご説明をお願いいたします。次に、住民投票の時期を平成26年12月13日から180日間としていたものを平成27年3月31日とする住民投票条例の改正案が出され、修正案も出されましたが、賛成多数により原案どおり平成27年3月31日までとする町長案が可決されました。これは、ただ単に住民投票の先延ばしというか本年度内に住民投票を実施しないという理由によるものであると考えますが、延期の目的、そのねらいは何なのか、お尋ねをいたします。また、この連続立体交差事業は、県にお金がないから中止するという事で、県はいろいろ事業の予算要求の中で、既に国に対して見直し案で予算要求をしているという話も聞いておりますが、これは県の一方的な行為であり強く見直しの見直しをすべきであると、このように考えますが、町長はこの件についてどのように認識しておられるか、またそのことも場合によっては、耳にされておるのかどうか、すなわち、見直しの案で国に予算要求をされておると、このように聞いておりますが、その辺は町長承知しておられるかどうかをお尋ねいたします。この広島市東部地区連続立体交差事業は、全国の幾つかの連続立体交差事業に比べて、約倍の事業費というか相当高くなっております。参考までにいくつかの事例を申し上げ、これの検討をされてはどうかといいますか、J Rに再度積算を要求してはどうかと考えます。

その一つは山口県防府駅付近、これにおいては約 5.3 キロ、随分安いですね。226 億円、海田町、広島市東部地区は 6.3 キロで 960 億ね、先に言うときますが、防府駅付近では 5.3 キロ 1 キロ足らずですが、金額は 4 分の 1、226 億円、三原市駅付近 6.9 キロ、海田町より長いんですね 600 メートル、これが 345 億円、兵庫県の姫路駅付近 6.6 キロ、ほぼ海田町と同距離でありますがこの 632 億円。キロ 100 億円見当ですね。計算がちがうか、まあそれはええですわ。なぜ広島市東部地区だけがこのように高いのか、6.3 キロ、先ほども言いましたが、960 億なのか。ほかの地区に比べて今も申しあげましたように非常に高くなっております。この積算も、先ほど冒頭に言いましたが、検討見直しを J R に要求するそういう考えはないのかということです。この広島市東部地区連続立体交差の事業は、また、これは県、広島市、府中町、海田町の J R の 5 者で構成されとる、県のワンサイドといいますか一存で辞める、見直しをする、言い換えればこの事業を破棄するというようなことになっておりますが、この協議会は一切何なのかとこういうことであります。事業の内容等は 5 者で話し合うものでないのか、これについて町長はどのようにお考え持っておられるか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。連続立体交差事業と庁舎移転についての質問でございますが、まず、住民投票の実施につきましては、連続立体交差事業の状況が不透明であり、今後の状況を見定める必要があると考えております。住民投票の期日については、連続立体交差事業の状況を見極めることができないことから、平成 26 年度末の延長が必要であると判断したものでございます。次に、連続立体交差事業については、先日の県知事との会談においても見直し案ではなく現計画での事業実施を求めたところでございます。事業費についても工法検討を含め縮減ができるのではないかとということについても申し上げております。これまでも、町は連続立体交差事業をまちづくりの中心と位置づけ、事業主体である広島県、広島市と協力して事業を推進してきたことから、昨年 8 月に県から示された見直し案は受け入れられないと考えております。引き続き現計画の事業実施を県などに要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）まず、この件についてね、昨日も随分いろいろ議員からも出ておりますが、今も町長答弁の中で、県の動向を見るとかまだこういふことを言うと思われますがね、ちょっと間違うとってんじゃないかと思う、町長、考えがおかしいんじゃないかと、こ

のように言いたい。まず一つは何なのか、どういうことかと言いますとね、本来は庁舎の移転は 24 年度末で完了してなきゃいかんかった。ね、25 年から仮線を引くところいうことじゃったんですよ。この見直し案が出たのは 25 年の 8 月なんですよ、いいですか。24 年度中に完了しなきゃならんものがね、しなかった。25 年の 8 月に見直し案が出た。これは何を意味するかというね、あなたらがいかにも県が悪いような言い方をされとるんですが、そうじゃない、町長、あなたがおかしい。海田町は連続立交すなわち広島市東部地区連続立体交差事業、この事業はやってほしくないから庁舎を動かさなかった、このように解釈されとるんですが、それについてどのようにお考えになるか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今回の庁舎移転の問題につきましても、私が町長に就任させていただいて、平成 15 年に就任した当時藤田知事に、連続立体交差、早期計画決定と申しますか、今まで都市計画決定、事業計画も全部できてましたので、ぜひ早く進めてほしいということで、再三会う度に申し上げたところですね、あれから平成 18 年からですね、7 年間の延長と申しますか、ほっとかれたと言ったらいいのかなんですが、そのためにですね、町の方針が全然定まらなかったというのが現状でございまして、今、前田議員ご指摘のような、私によってですね、この庁舎の移転もしなかったら、県がこの事業を縮小したとか変えるとかということに対しては、一切そういうことに関しては、私としても県の方針に従ってですね、現状維持のままでやっていただくことに方針は変わってはおりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）今ね、やっぱりそういう話を聞くとね、わしの責任じゃないんじゃ、県が悪いんじゃ、こういう言い方なんよね。7 年延長して、平成 35 年までにこの連続立交は完成しますよ、ね。だから、その 10 年前の平成 24 年度までに移転を完了してください、25 年から仮線を引きます、こういうふうにとわしが今更言わんでも百も二百も町長承知じゃろう思うんです。7 年延長したから平成 24 年度なんですよ。完成は 10 年後の平成 35 年なんです。だから、あなたが 7 年ね、藤田知事にお願いして、7 年延長したとか何の言い訳にもならんのです、説明にもならないんですよ。庁舎が邪魔しとるということは海田町は連続立交、望んでない。そういう答弁にはなっていないんです、あなたの言い訳。藤田知事にお願いして早く進めてほしい。7 年延長した、だから平成 35 年なんですよ。説明が合わんじゃないですか、もう一回説明をお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この件につきましては議会の方にも何遍も答弁をしておりますけども、この連続立体交差の事業は第4次総合基本計画の根幹をなす事業であって、町全体を挙げてですね、用地買収などにもご協力いただいて、今日91パーセント用地買収が進んでいる訳でございますので、その線に沿って事業を進めていただくのが私の使命というふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だけど町長、答弁になっとらん言うとりんよね。私の行政指針の根幹であると言うと。庁舎の移転がそういうことで全てが邪魔しとるという、今、なんか、その場限りの、責任逃れの答弁じゃないですか、7年延長したとかね。だから、なんでそうなんか、言うとりんのは、さっきから言うように、庁舎が邪魔しとるから、海田町は連続立交やってほしくないから、動かないんだと、こういうふうに解されても仕方ないんじゃないかと言うとりんですよ。それを、藤田知事がどうやら7年延長したとか、それは説明になっとらん、7年延長したからさっきも言いましたよ、平成35年が工事の完工といいますか完了なんですよね。だから今の何か知らんけども第4次総合計画の根幹であるじゃあ、そんなことを聞いとるんじゃないですか。そうでしょ、そんなことを聞きましたか。庁舎の移転が原因で県の見直し案が出たんじゃないですか、24年度中に移転しなきゃならないものが、やらないから、海田町はやってほしくない、繰り返し3回目ぐらいになる、ね。で、平成25年の8月20日ですかね、わしの頭が狂うとった言うてください。24年度の、じゃあ再度これ聞き直しますがね、24年度中に庁舎の移転を完了しなければならなかったということについて承知されとるかどうかな。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）庁舎の移転の問題につきましては、再三申し上げますが、連続立体交差のあるがために、庁舎の移転がある訳でございますが、その点がはっきり確約ができないものはですね、庁舎の移転をいろいろ協議をいただいておりますが、県の方針に従ってですね、それを実行するのが私の使命だと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）どうも話がかみ合わんですね。今の話を言うとりんのはそういうことなんですよ。24年度までに庁舎完了しなきゃならなかった移転をね。それをやらなかったから、何これとなった。今言われること、全然話が噛み合うとらんじゃないですか。見直

し案が出てたのは繰り返して言いますよ、25年の8月なんですよ。すでに移転は24年、その8か月、違う、4か月前、5か月前ですか、25年の3月31日で完了しとらんにゃならんのよね。25年度の、分かりますか25年の3月31日で。これが24年度なんですよ。小学生に説明するようなこと言わんにゃならんが。あなたの答弁、わしの質問とね、ずれとる。だから今も言いました、24年度のうちに庁舎の移転完了しなきゃならなかったということは承知されとりましたかって聞いとるんですよ。どうなんですか、それ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいますとおり、計画では24年3月末までの移転が求められておりました。しかしながら、23年度中において、県の方が実施計画の着手を見送ると。必然的に24年3月31日にその移転の期限は延びるという形になったのも事実でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）なんか今更になってね、訳のわからんような答弁が出てきましたがね、聞き漏らしたんですが、23年度の何月ですか、県がね、ちょっと立交見直すという内密な話しが入ってきた。こういうようなことなんです。庁舎を建てるには少なくとも1年ぐらいはね、設計をしたり、入札をしたりすりゃあね、23年の何月に入ってきたじゃあ、24年のね、何月言うたのか再度副町長、もう一回聞きたいが、工期を考えたらね、あなたの言われるのも言い逃れなんよ、これが。その場限りのでたらめ説明なんよ、言いましたよね、24年度中に工事が済んどらんにゃあならんものが、23年の例えば8月頃になって、ちょっと予算が金がないけえ県がちょっと立交遅らそう思うんじゃがなんか考えとるんじゃがいうて言うて来たとしても、その時点はすでに、新庁舎の発注が済んどる時間になるんよね。少なくとも入札準備はしとるはずなんよ。噛み合うとらんのですよ、質疑と答弁は。どうですか、もっと素直な答弁できんのですかね。その場限りでどうやって逃れようか、こんな答弁に終始してもろうちゃあ困りますよ。明快な答弁をお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当時におきましては、新庁舎の建設はもう間に合わないということから、仮庁舎ということで、その期限を守るということでご議論いただいていたと思います。そういう中で、23年度、24年2月だったと思いますけども、県の方から、本来24年度

に予定されていた実施計画への着手を見送り連立事業について見直しをしたいという申し入れがあったというふうに記憶しております。

○議長（久留島）前田委員。

○14番（前田）繰り返しになるんじゃないがね、さっきも言うた、今のような、1年やそこらで庁舎の問題ができるのかどうかはわかりませんが、少なくとも、ね、基本設計をして実施設計をしてというんだったら2年3年かかる。仮庁舎の問題があったからできなかった。そうじゃないですよ。その準備しなかったら仮庁舎をつくらにやなんようになったんじゃないですか。だからその答弁じゃないかとかいうて言うてるんですよ。その場限りの。よう話聞いて明快な答弁をしてもらわんと困るんですが、逃れよう逃れようとしとるから、まあ、こんなことでいつまでたってもね、がやがや言うっても繰り返してあんたたちは逃れようとしとるだけだから、もうこれ以上言わんけども再度繰り返しますが、その時点で仮庁舎にもっていかんやあなんかったというのは、今言いました基本設計、ね、実施設計、2年はかかりますよ。それに本工事を入れると3年かかるんですよ。どうなんですか、そういうところからして、遅れたから海田町は連続立交、町長、しっかり目ん玉を開いて聞きなさいよ、ね、その場逃れの事では困るんですよ。そのように遅れてきたから仮庁舎もつくらにやなんようになった。全て町長、あなたの責任なんです。だから海田町は連続立交はいらないと、県はこのように解釈して25年の8月に変更届けを出した。そいで23年にあったというのはその案ですよ。その前に、既に国交省に対して県は見直し案に対して予算要求しとるというふうな情報も入っておるんです。だから、今初めて、他の議員さんも知らないと思いますが、副町長、先ほども言いましたが、23年度の何ぼじゃったか知らんけども、23年に県が打診をしとる訳よね、海田町さん連続立交やめようかいうてね、そんな話は今初めて出た話じゃないですか、だからあなたたちの怠慢がこういうふうになったんじゃないか、今一度明確な答弁を願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず一つに、23年度に県が国交省の方に対して見直しを行うという打診を行ったということは、私は関知しておりません。2点目に、当時確かにこの新庁舎建設については、基本設計、実施設計、建築ということから、24年度末の完成は無理というふうに判断して、仮庁舎ということをご議論いただいたところでございます。それから、24年の2月だったと思いますが、その時の県からの話は、実施設計の着手を見送り

たいということで、これは全員協議会だったと思いますがご報告したところだと思います。そういう中で、我々の認識といたしましては、県から何度も言われておりますのは、県の財政状況から、県が一方的に今回の見直しを提案してきていると、海田町の庁舎が移転しないから見直しをしたのではないというのは、これは何度も確認をしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それはね言い逃れじゃろうと思うんじゃが、それ以上言うてもどうにもならんと思うが、で先ほど来この住民投票ということで言いましたがね、これも平成27年3月31日まで延期すると、期間を。あたり前に行くと180日間というのは、おおむね今ごろ、6月の10日前後じゃなかろうかと思うんですがね。それを延ばしておるのは、先ほども言いましたが、住民投票の実施をやらない、そういう事で、場所を決める必要ない、まあ、こういうことになればなるほど、町長、口ではね、連続立交は県に引き続き原案計画どおりをお願いをするんだとかいろいろ言われますがね、口先だけなん。態度、物がそういうことの、あなたの行動が、そういう現計画どおりをやってくださいとか、そういうことの証明にならない。遅れとるなら遅れとるなりに庁舎をいち早く移転して、先ほども冒頭言いましたが、何十億もかけての庁舎をつくる必要はないんじゃないか、ということですが、庁舎には個人情報密のいろんな、住民票とかね、戸籍の謄本などもあるんじゃないかと思うから、そういう盗難防止のためにはやっぱりある程度ね、強固なものにね、作らにゃならんと思うが、仮設のプレハブでは、庁舎では安全が保てんと思うんでね、今からでもね、きちっとしてね、早くいち早くその庁舎の位置を決めて、早く建設して、前回か前々回も言いましたが、海田町はここまでやって準備しておるんだと。いわゆる手を広げて待っておるんだというぐらい庁舎の移転を完了して、強く県に要求した方がより効果的であると考えますがね、そこで、この31日まで、27年3月ね、住民投票を止めたという最大の理由は何ですか。県の動きはね、ここ1か月、2か月、半年であるとは思えない。だから今言いましたように、早く準備して、ここまですったんだからお願いしますと、どうですか、それについての考えは。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）3月議会でもご説明いたしましたが、県の動向はどのようになるのか、連続立体交差が計画どおり行われるのか、もしくは行われなくても、この庁舎が街路にかかるのか、それから、移転先について連立事業の影響でどのようになるのか、その点について住民の方にご説明できない限り、住民投票という場合に説明責任が果た

せないということで、とりあえず来年の３月 31 日までの延期を議会にお諮りしてご同意いただいたものと、そういうふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）知らん人が聞きゃあね、そこらもなるほどと思われるかもわからんが、わし根性が悪いんでね、少なくともね、この将来連続立交が終わったときに予定されておった中店青崎線ですか、海田瀬野線、いわゆる線路に側道が付くということになった訳で、いまさら見直して、その後で、ほいじゃあ道路だけでもやっときゃええじゃないか。こういうことになれば、これもできんのですよ、庁舎があつたらね、瀬野海田線、これもできない。ほいで起点終点はちょっとはつきり頭に入っていないんで言えませんが、青崎中店線、これもできないかもわからん、起点がどこか。そんなことを考えたときに、当然庁舎は、連続立交をやろうとやるまいと移転する必要があるんじゃないですか、どうなんですか、その認識再度お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然に認める気はございませんが、仮に県の今の見直し案がそのまま施工するということになった場合には、庁舎の移転が必要かどうかというところは明確になっておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何ぼ言うとってもね、答弁する気はないんだからあれじゃがね、今の旧道をぐじゃぐじゃ走っていくよりもね、側道が線路のへりにずっとね、府中デルタの前のトンネルのところまでね、16メートルじゃったかな、こういう道路が付けば非常に便利が良い、町発展のためにもね、非常に良い訳ですが、これもやる気がない、あれもやる気がない、挙句の果てが連続立交もやらなくてもいい。これ全て今言うたことはこの庁舎が邪魔しとるんですね。そういうことはね、一つも考えとらんよの、町長。もっと真剣に考えて、先ほど言いました住民投票なんかもさつき言うたように早く位置を決めてね、やればこういう大問題もごじゃごじゃせんでもいいし、それからちょっと頭を変えますが、その予算的なこともね、随分この広島東部地区の予算が高いんよね、先ほども言うた 6.3 キロ、960 億、これまああくまでも試算であろうとは思いますがね。同じ 6.3 キロ、ええどこかいな、姫路、これも都会だからかなり工事費というか、仕事をするのにいろんな面で支障があると思いますが、これは、6.6 キロ、うちよりも約 300 メートルほど長いんですよ、長いのが 632 億円、330 億円安い、こういうことも、それ

から先ほども言いましたがね、県が金がない金がないというんなら、こういうこともね、JRと打ち合わせて、で今言うた高い分が6.6キロが632億円、それからこれは随分安いですね。防府駅、山口県ついお隣ですよ、これがね、5.3キロ、1キロ短いんですがね、226億円、先ほども4分の1という言い方をしましたが、計算は間違うとるか知らんが、こんなものはどんぶりであえと思うがね、あと1キロ延長したって、226億按分してみてください。5.3キロが226億、これを1キロ延したら何ぼになるのか。こういうことを考えたら、この広島東部地区はね、随分高いんですよ。そうすると、県もお金がない。海田町さんお金がないけえ止めますわ、言わんでもええようになるんじゃないかと思う。だから、だからこれの見直しいうか、再積算といいますかね、試算をやったらまた話が変わるんじゃないかと思う。このように私は考えますがね、それについてどのようにお考えですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この件につきましても、議長と一緒に、国土交通省の方へ、要望書の中にも、その件についてもいろいろ話をして、事業の縮小ではなしにですね、現時点でできるだけ安くつく方法も国土交通省の土地局長さんとか、街路の専門の方にも話をした経緯がございます。しかしながら、今、前田議員おっしゃる長さだけの問題ではございません。海田町においても本線呉線の起点としての道路延長並びにまた高架の事業の方法はかなり複雑だというふうに我々も判断をしております。そういうことを踏まえて、県が試算されたものと思っておりますので、そこらも踏まえてですね、改めて我々が現状維持をお願いしておる訳でございますから、それに対する県の方のいろんな、今回、副知事が来ていただきまして、現状を見ていただいて、いろんないい知恵を出していただくことを、十分期待をいたしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）期待しとるのはね、皆期待しとるんじやがね、副知事が来られた、それでいい方向に向くのか。向かない、あの言葉を聞いたらね。位置を決めた話し合いを今後もやりましょうと。知らない人が聞いたら何のことを言うとするんか意味が分からん。先ほども言いましたように、わたしは根性が悪いからね、おそらく単独のアンダー、単独立交、いわゆるオーバーにするのかアンダーにするのか、この位置を決めた話し合いをしましょうと、こういうことを言うたんじやろうと思うんです。だから私どもはずばり言いました。見直しを含むそういう相談・話し合いには一切応じられません。こうい

う答弁したのは承知のとおりじゃろう思うんです。だから、町長いろいろそういうことで県にもね、お願いしております。こういういう答弁はありますが、それはね呉線との交差、いわゆる本線下り呉線上りの交差で、どうしても2階部分と3階部分をつくらにゃならん、今もそういうことで、平面と2階部分、船越の方でね、引地いうんかどういうんかあっこで交差しとる訳ですが、これは3階建てになるというのはしょうがないとしても、あまりにもかけ離れておる、5.3キロが226億じゃいうとるんですからね。これを単純に倍しても450億、だから2階建部分3階建部分あって、そういうのが多少あったとしても、そういうところからね、国交省が入るのかどうか知らんが先ほども言いました、これはそうじゃなくして5者の話し合いでしょ。国交省は何の関係もないでしょ。要するに国の予算である補助、予算というか予算は予算ですが補助である。51パーセント、960億の51パーセントが国庫補助ですから、国はそれを出すだけです。これが積算が高いから、国の方に見直して積算やり直してくださいよ。国はやりませんよ、これJRがやるんですから、ね。だから、先ほど来何回か言うとりますが、答弁が違うとるいうんですよね。言うたことに的確な答弁をしてほしい。だから、それはそれとして再度ね、チャンスがあれば、積算をやり直してほしい。そういうふうになんかええ、明るい話題は出てこんか、先ほども言いましたように予算が安くなればね、当然ほいじゃ県もそれぐらいなんとか捻出して実施しようじゃないか。ということになるかもわからん。そういうことを言うとるんよね。で最後にね、先ほども言いました県の一存で5者で話し合っただけ協議会か何か知らんがつくったものをね、一存で壊すような、やめましたとこういうことで、あとの府中町さんであろう、広島市であろう、JRであろう、皆飛ばされるんよ。JRさんは喜んどのかもわからんよ。無理に高架にしなくても今でも平面で営業できる訳ですから、11パーセント負担せんでもいい。これは助かるわ、今は民鉄ですからね。ちょっとでもお金出したくない、こういう協議会の設置について、町長どのように考えるんですか。本当に県の任せともう言われたとおりだから、夏の日向におる草木か花か知らんけども、火にあぶられてぐしゃぐしゃと萎れていくだけなのか、県おかしいんじゃないか、協議会あるんだからみんなに相談してやったらどうなのかというぐらいはもう一回ぐらいは言う、なんかできんのかどうか、やる気があるのかどうか、そこはどうなん、その辺について。わしは詳しいことは分らんので、もう1回県にぐずぐず何か言えんのかどうか、それについてお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃるとおり、五つの団体というか、五つで協議会をつくっております。そういう中で、今回見直しにあたっては、県と市とＪＲとでは相当いろいろと協議されているようですが、府中町はよくわかりませんが残念ながら海田町は外されて協議が進んできたことは確かでございますから、その点は、今後見直しするにあたって、海田町の十分に意見を聞けというのは、町長自身知事に対しても申し上げたところでございますし、私ども事務方としても既存の少なくとも既存の協議会が、例えば実務レベルであれば、もっとレベルを上げた形でのそういった協議があってもしかるべきじゃないかっていう形は話をしておりますし、ちょっと今の質問にはございませんでしたが、先ほど前田議員がおっしゃられた、現在の費用これが妥当かどうかというところ、私どもも疑問を感じておりますから、そういうことが問いただせる場所というところは強く求めていこうと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○１４番（前田）もう終わりますがね、今の副町長、府中町とは話したが海田町は外された、先ほど来言うのとおりなんです。海田町はやってほしくない、必要性を訴えとらん。府中町はすでに駅前の方を整備してね、都市計画をいろいろやっておりますよ。だから必要なんだ、県も認めて府中町はやってあげましょう。海田町はその必要ない。広島市部分、しょうがないじゃないですか、府中町部分をやったらおりるから、仕方なしに広島市のどの辺までか伸びてくるだけであって海田町をやってくれというその悲壮感というのか切実なものがないんですよ。だから相談を府中町とはしますが、海田町とはしませんいうていう。これは町長、あなたの怠慢としか言いようがない。せっぱ詰まったものをやってね、先ほど来言うとりますように庁舎を動かしてここまでやったんじゃ、なんとか頼むよ、知事の足にしがみついても返事してくれるまで放さんよいうぐらいの意気込みがないとね、５者で協議会つくって海田町外された。さっき言うた日向の草木かなんか知らんが水ももらえんけえいうてしょうがないしょぼんと萎れとるだけですか。これは情けないと思いますよね。仮にそうであったとしても話は海田町も俗に言う土俵にあげてもわんにゃあ。町長、あなたの力が足りんのよ、ズバリ言うて。もっとそういうことを踏まえて、まとめたことを言いますが、先ほど来幾つか言いとりますがね、ちょっと気構えを変えて、そこまでふんぎる、そこまで言うのは庁舎の移転まで入れての話よ、一つ一つははっきり言わんと、遠回しにいうたんじゃああなたもなかなかそのように答えてくれんから、ズバリ正面から言うたって逃げよう逃げようとしてお

る。これもいつかもしましたがね、海田町のまちづくり、知事が言いましたよね、海田町にぜひ必要なこと、海田町だけじゃない、文字どおり広島市東部地区じゃこう言うとの訳ね。もちろん中野の人瀬野の人。製鋼所へ、今日はちょっと朝遅れてちょっと出た、いやなんとか間に合うたいうて入川の踏切までいったらチンチンと下ろされてね、おまえ遅刻してくるいうたら勤務態度悪いじゃないか、みんなに迷惑がかかるんよ。それだけの広い範囲の大事業だからね、海田町もう一回根性を入れ替えてやる最後の気構えを聞いてね、場合によって町長の意見も含めてどこまでやる気があるのか、その決意というか意気込みを聞かせてください。これで終わりますが、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）連続立体交差について、現計画どおりの実施というのを求めてまいるといのが執行部の考え方でございますが、庁舎移転に関しましては、あくまでも連続立体交差事業の行方を見定めた上で決定したいと思っております。

○14番（前田）終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。議会運営委員会で協議いただきたい事項がありますので、委員長は委員会を招集してください。場所は委員会室です。

~~~~~○~~~~~

午前 11時17分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。再開時間は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時01分 休憩

午後 1時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、第32号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第32号議案、海田町税条例等の一部を改正をする条例の制定について。地

方税法の一部改正等に伴い、軽自動車税の税率の引き上げによる規定の整備等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）それでは第 32 号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についての条例案についてご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。資料については、資料 1 の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料 2 の海田町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容については、資料 1 の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要でご説明いたします。今回の改正は、地方税法の一部が改正されたことなどに伴うものでございます。まず、1 条関係、海田町税条例の一部改正の 1 の町民税関係の第 23 条及び下段の第 48 条、第 52 条の改正でございしますが、法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことによる規定の整備を行うものでございます。施行期日は平成 28 年 4 月 1 日でございます。次の第 34 条の 4 及び第 34 条の 4 の 2 の改正でございしますが、全国の自治体における地域間の税源の隔たりを是正し、地方自治体の財政力格差の縮小を図るため、国税として地方法人税が創設されることに伴い、法人町民税の法人税割の税率を 100 分の 14.2 から 100 分の 12.1 に、中小法人等に係る法人税割の税率を 100 分の 12.3 から 100 分の 9.7 にそれぞれ引き下げるものでございます。施行期日は平成 26 年 10 月 1 日でございます。資料 1 の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。次の、附則第 4 条の 2 の改正でございしますが、法律の改正に伴い引用条項の整理を行うものでございます。施行期日は平成 27 年 1 月 1 日でございます。次の、附則第 6 条、改正前の附則第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 についてでございしますが、法令等において重複する規定のため削除をするものでございます。施行期日は公布の日でございます。次の、附則第 7 条の 4 の改正ですが、条ずれによる引用条項の整理を行うものでございます。施行期日は平成 29 年 1 月 1 日でございます。次の、附則第 8 条の改正ですが、肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置等の適用期限を 3 年間延長するものでございます。施行期日は公布の日でございます。次の、附則第 17 条の 2 の改正でございしますが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものでございます。施行期日は公布の日でございます。次の、附則第 19 条及び附則第 19 条の 2 の改正でございしますが、それぞれ引用条項の整理を行うもので、施行期日は平成 29 年 1 月 1 日でございます。次の、附則第 19 条の 3 の改正でございしますが、

法律の改正に伴い所要の規定の整理を行うものでございます。施行期日は平成 27 年 1 月 1 日でございます。次の、改正前の附則第 22 条、第 22 条の 2 及び第 23 条につきましては、法令等において重複する規定のため削除するものでございます。これに伴いまして、次の改正前の附則第 24 条について、条の繰り上げを行うものでございます。施行期日は平成 27 年 1 月 1 日でございます。次に、2 の固定資産税関係の改正でございますが、第 57 条及び第 59 条の改正については、法律の改正に伴い引用条項の整理を行うものでございます。施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日でございます。資料 1 の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。次の、附則第 10 条の 2 の改正でございますが、地域決定型地方税制特例措置として、公害防止用設備、浸水防止用設備及びノンフロン製品に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、それぞれ対象資産ごとに表でお示ししておりますが、特例率を設けるものでございます。併せて、見出しの変更、運用条項の整理を行うもので、施行期日は公布の日でございます。次の、附則第 10 条の 3 の改正でございますが、法律の改正により、耐震改修が行われた耐震基準適合家屋の固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い所要の規定の整理を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。次の、附則第 21 条の改正でございますが、第 1 項では法律の改正に伴い所要の規定の整理を行い、第 2 項では、特例民法法人から一般社団法人等に移行した法人に係る固定資産税の特例の廃止に伴いまして規定の削除を行うもので、施行期日は公布の日でございます。次の、附則第 21 条の 2 の改正でございますが、法律の改正に伴い引用条項の整理を行うもので、施行期日は公布の日でございます。次に、3 の軽自動車税関係の改正でございますが、第 82 条につきましては、軽自動車税の見直しを行い税率の引き上げを行うものでございます。内容としましては、原動機付自転車、軽自動車につきましては、表で示しておりますとおり、排気量、用途に応じて、年額 800 円から 3,600 円の引き上げを行うものでございます。小型特殊自動車、2 輪の小型自動車につきましては、他の改正との均衡などを踏まえ、それぞれ年額 800 円から 2,000 円を引き上げるものでございます。施行期日は平成 27 年 4 月 1 日でございます。資料 1 の 6 ページをお願いいたします。次の、附則第 16 条の改正でございますが、軽自動車税の改正を踏まえ、軽自動車税率の特例として、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の 3 輪以上の軽自動車に対しては、新たに標準税率のおおむね 10% の重課税率を導入するものでございます。施行期日は平成 28 年 4 月 1 日でございます。次に、第 2 条関

係、海田町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。これは、昨年 9 月に議決いただいた海田町税条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものでございます。附則第 21 条の 2 の改正でございますが、法律の改正に伴う引用条項の整理を行うもので、施行期日は平成 28 年 1 月 1 日でございます。次の、附則第 1 条の改正でございますが、追加すべきものが生じたため規定の整理を行うもので、今回の追加部分の施行期日は平成 28 年 1 月 1 日でございます。次の、附則第 2 条の改正でございますが、法律番号の追加により規定の整理を行うものでございます。施行期日は、第 1 項の改正は平成 28 年 1 月 1 日、第 2 項の改正は平成 28 年 10 月 1 日でございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。全体を通してですね、この 4 月 1 日から消費税が上がる、あるいは来年 10 月から消費税をまた上げると、これに関連して上げた部分ですね、あるいは相殺いうんですか、減額した分、これはどのように見られておるのか、お尋ねいたします。それからもう一つ、子ども・子育て支援法の施行の日、これがまたいつになるかわかりませんが、見通しとしてはどうなっていくのか、これをお尋ねします。それから、軽自動車税、まあ、台数がよけいあったりいろいろ種類があるんですが、全体の台数は幾らでどのぐらいの 27 年度から増額になるのか。27 年度からですね、増額になってくるのか、これをお尋ねします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）消費税の関係でございますが、今回消費税の関係でいいますと、例えば、法人町民税の引き下げ、ここら辺は消費税を加味して是正をするためにそういうものが導入されたというものもでございます。そういう形で、多少なりとも今回の税制改正の消費税の関係の方が加味されているものがございます。次に、子ども・子育て支援法についてでございますが、今議員が指摘されたように、今のところ、はっきり施行はされておられません。今の予定では来年の 4 月 1 日という予定というのは聞いておりますが、まだ確定をしていませんので、今の段階ではそういう情報は、私の方でもっております。次に 3 点目でございますが、軽自動車税の関係でございますが、現在のところ、26 年の賦課状況で申しますと、全体で車が 1 万 180 台ほどございます。これをもとにして、影響額の方を計算しておりますが、ただ 27 年度につきましては、資料 1 の 5 ページで軽

自動車税の欄の３輪のもの、４輪以上のものにつきましては、平成 27 年 4 月 1 日に初めて車両番号の指定を受けたもののみが、改正後の税率の適用になるということになっております。ということですから、来年度につきましては、4 月 1 日だけという形になりますので、ほとんど影響はないものと考えております。ただし、それ以外の原動機付自転車とか、二輪の軽自動車につきましては、それ以外のものにつきまして、平成 27 年度から新しい税率が適用となります。そういう形で、平成 26 年度当初の調定額を基本に試算しますと、27 年度では約 470 万円ほど増額になると試算をしております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「反対討論あります」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）佐中議員。まず反対討論を。

○15 番（佐中）第 32 号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定に対する反対討論を行います。これは昨年の 12 月の地方税法等改正及び地方交付税法等改正に基づくものであります。消費税が今年の 4 月に 8 パーセント、そして来年の 10 月に 10 パーセントに引き上げられるかわりに、これまでの自動車購入者にとって二重課税の弊害の幅が大きくなり、問題視されてきたこの自動車取得税が廃止されることになったことによるものであります。なぜ、自動車取得税が廃止されるのかというのと併せて、軽自動車税がそのかわりに引き上げられなければならないのか。自動車取得税を廃止すると約 1,900 億円ほど町税が少なくなってしまう。そのため、財源をどこかで探してくる必要があって、それが、軽自動車税に目が向けられた訳であります。軽自動車税は所得の少ない人ほど愛用され、庶民の日常の足となっております。本案では、消費税増税に合わせ軽自動車税や原付、オートバイの標準税率などが増税をされます。軽自動車や原付などは、公共交通が動かない時間帯、夜中から明け方に出通勤する労働者の大きな通勤手段であり、公共交通機関が衰退をしてる地域にとって欠くことのできない足となっております。軽自動車や原付などのユーザーに、消費税増税とあわせて二重の負担増を押しつけることは断じて認めることはできず反対であります。なお、東日本大震災の被災地における地方税の減免措置の延長は当然のことであります。二つ目ですが、それ以外に、2015 年度以降に購入する新規軽自動車税は、自家用車が 7,200 円から 50 パーセント増の 10,800 円、貨物自動車が 4,000 円から 5,000 円、50 c c バイクの標準課税が 1,000

円から倍増の 2,000 円になると、増税をされます。スズキ自動車の会長が批判をしております。スズキ自動車鈴木修会長兼社長は 2013 年の 8 月 29 日の新型軽自動車の発表記者会見で、軽自動車税の増税論が浮上していることについて、弱い者いじめだと批判しました。また地方では軽自動車が適していると指摘した上で、軽は所得の比較的少ない方々が生活や商売のために利用していると強調。2015 年にも廃止される自動車取得税の代わりに軽自動車税増税が議論されるのは悲しいの一言に尽きると話しております。鈴木会長の弱い者いじめの発言に同感であります。庶民の味方の軽自動車なのに軽自動車税が増税されるとメリットがなくなります。これも、アメリカが軽自動車の規格をなくしてほしいと主張している T P P との兼ね合いも関連があると言われております。消費税増税も、給料が増えていない庶民から増税で取ろうとする弱い者いじめは本当にやめてほしいというように思います。以上で、反対討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 32 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 32 号議案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 3、第 33 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 33 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令の一部改正に伴い、5 割及び 2 割の軽減対象となる世帯における軽減判定所得の算定方式を変更するなど所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）それでは第 33 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての条例案についてご説明いたします。議案書 14 ページをお開きください。資料につきましては資料 3 の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

概要、資料４の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、資料３の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でご説明いたします。今回の改正は、地方税法施行令の一部が改正されたことなどに伴うものでございます。第２条の改正につきましては、後期高齢者支援金等分の課税限度額を１４万円から１６万円に、介護納付金分の課税限度額を１２万円から１４万円に、それぞれ引き上げを行い、併せて文言の整理を行うものでございます。次の、第１８条の改正でございますが、条ずれによる引用条項の整理を行うものでございます。資料３の２ページをお願いします。次の、２３条の改正でございますが、５割及び２割の軽減措置につきまして、対象となる世帯の軽減判定所得の算定方法の変更を行い、保険税軽減の拡充を行い、併せて文言の整理を行うものでございます。５割軽減では控除加算額に世帯主を含む被保険者数になるように基準を見直し、２割軽減では控除加算額を３５万円から４５万円に引き上げ、それぞれ軽減を図るものでございます。なお、施行期日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○８番（岡田）８番、岡田です。まずこの限度額が上がるということで、８１万円になると思うんですけれども、上がった場合に、それで４万円多分上がるというふうなことなんですけれども、これでどれぐらいの方、多分所得の高い人だと思うんですけれどもどれぐらいの方が対象になるかというのと、今の軽減税率なんですけれども、これも、軽減の範囲が広がるということなんですけれども、これが、どれぐらいの方が範囲が広がるのかというのをお願いします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）まず、課税限度額の引き上げでございますが、今回の引き上げによりまして影響があるのは、後期高齢者支援金等分、介護納付金等分、それぞれ約７０世帯の方に影響があるものと考えております。一方拡充の方でございますが、拡充のほうにつきましては、全体で均等割の方でいえば４５０人、平等割で申しますと２５０世帯の増加があると見込んでおります。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。

岡田議員。

○8番(岡田) 8番、岡田です。33号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。国民健康保険税はあまりにも高過ぎます。負担能力をはるかに超える金額になってます。このため、全国でも滞納世帯は2割以上、海田町でも保険税の滞納、保険税を払いたくても払えない人が同じぐらいの割合でおられます。今回の改正案は、後期高齢者支援金課税を2万円引き上げて16万円に、介護納付金課税額を2万円、それも引き上げて14万円、基礎課税限度額51万円と合わせて81万円にもなります。国保の世帯には負担が多過ぎると考えております。滞納者は、国保証を取り上げられ命の危険にさらされております。病院にかかれず重症化し死亡する事件も各地で起きております。昨年末から大企業の雇用破壊で失業や非正規が国民健康保険に移行しております。また、構造改革の名による市場・規制緩和により自営業や農林水産業者の経営難も加速しております。国保負担の削減で国保財政が悪化をし、国保加入者の貧困化で滞納者も増えております。国民と国民の命と健康を守るべき公的保険が高過ぎる。暮らしを脅かし貧困に苦しむ人たちを医療から排除することになっております。軍事費を削って命と暮らしを守れと、国に対して主張すべきではないでしょうか。海田町はどちらの立場に立つかが今問われておると思います。よって、この第33号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対をいたします。

○議長(久留島) ほかに討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。第33号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。起立多数と認めます。よって、第33号議案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第4、第34号議案、平成26年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 34 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）、この補正予算につきましては、中学校耐震補強事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第 34 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料 5 の平成 26 年度補正予算説明書に従いまして歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、4 月 1 日付けで実施した人事異動及び共済組合負担金の負担率の変更などにより、職員給与費や臨時職員賃金、特別会計繰出金等の増減を行っております。全体の費目にわたり繰り返し出てまいりますので、個別の説明は省略をさせていただきます。それでは、資料の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。総務費の一般管理費の一般管理一般事務事業につきましては、別に資料の 6 で、社会保障税番号制度の概要をお示ししておりますが、社会保障税番号制度の導入にあたり個人情報保護制度の再構築と例規整備の支援を外部委託するため、377 万円を増額するものでございます。次に、コミュニティ推進費の住民参画推進事業につきましては、宝くじコミュニティ助成金を活用し、自治会の掲示板設置費用を助成するため、140 万円を増額するものでございます。次に、電算管理費の電算システム改修事業につきましては、社会保障税番号制度導入に係るシステム改修で、国の補助金交付要綱に基づいて作業内容を見直し、826 万 2,000 円を増額するものでございますが、国から補助金が交付されます。続きまして、21、22 ページをお願いいたします。衛生費の保健センター総務一般事務事業につきましては、県の産後早期ケア支援事業費補助金を活用し、産後早期の赤ちゃん訪問を行う臨時保健師を雇用するため、235 万 4,000 円を増額するものでございますが、事業に要する事務費については、母子保健費の出産育児教育事業に 10 万 8,000 円を計上しております。次に、予防費の予防接種事業につきましては、成人用肺炎球菌予防ワクチン及び水痘予防ワクチンが平成 26 年 10 月から定期予防接種化されることにより、1,324 万 4,000 円を増額するものでございます。続きまして、33、34 ページをお願いいたします。土木費の道路維持費の町内道路修繕事業につきましては、町道 1 号線、新町踏切北側の花都川の上を通る町道について、橋脚の老朽化により補修設計を行うため、350 万円を増額するものでございます。続きまして、35、36 ページをお願いいたします。駅前整備費の海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、工事に伴う電柱の移設補償費について、金額が

提示されたため 280 万円を増額するものでございます。続きまして、37、38 ページをお願いいたします。住宅管理費の町営住宅改修事業につきましては、駐輪場整備のための建築許可申請に関し既存建物の詳細調査が必要となったため、164 万 2,000 円を増額するものでございます。続きまして、39、40 ページをお願いいたします。消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員 2 名の退職に伴い 65 万 8,000 円を増額するものでございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金から退職報償金の財源が交付されます。続きまして 45、46 ページをお願いいたします。教育費の中学校耐震補強事業につきましては、別に資料の 7 で事業の概要をお示ししておりますが、海田中学校北校舎・中校舎耐震補強工事の設計を行うため、1,520 万円を増額するもので、財源は、緊急防災減災事業債の発行を見込んでおります。続きまして歳入をご説明いたします。なお、歳出に連動した歳入の変更、歳出に関連して説明をさせていただいたものは省略をさせていただきます。それでは、1 ページ、2 ページをお願いいたします。使用料及び手数料の屋外運動場使用料、屋内運動場使用料につきましては、平成 26 年 4 月 1 日からスポーツ少年団を全額免除団体としたことにより 65 万 3,000 円、157 万 7,000 円を減額するものでございます。次に、国庫支出金の鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、鳥獣被害対策実施隊の設置により、国庫補助金の補助率が 50 パーセントから 100 パーセントに引き上げられたため、21 万円を増額するものでございますが、併せて、県補助金を減額し、財源の振替えを行うものでございます。次に、県支出金の介護給付費改善市町インセンティブ付与事業交付金につきましては、平成 26 年度分の交付決定により、250 万円を増額するものでございますが、人件費に充当することとし、財源の振替えを行うものでございます。次に繰越金につきましては、財源調整のため、5,211 万 6,000 円を増額するものでございます。次に、諸収入の派遣職員負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合及び安芸地区衛生施設管理組合に派遣している職員の負担金について、共済組合負担金の率の引き上げに伴い 11 万 9,000 円を増額するものでございます。次の、公営企業職員負担金につきましては、機構改正に伴い水道参事分の負担金を 241 万 8,000 円増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 34 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 8,208 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 91 億 2,408 万 1,000 円とするものでございます。続きまして、第 2 表、地方債補正についてでございます。3 ページの追加 1 件で、内容につきましては、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたの

で省略をさせていただきます。以上で平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）6 ページのね、いわゆるマイナンバー制度の問題、これは今まで、平成 14 年にどういうんですかその、住民票コードですね。これに基づく改善いうんか、改訂というんか知らんけども、そのときやったときにですね、平成 14 年から 15 年にかけて順次やって 15 年には全国どこでも市町村でこれができると。そのときの説明ですね、それは本人の確認の情報であるとか住民基本台帳に関するサービスの提供、システムで電子制御、問題は、4 番目にですね、電子自治体など将来の I T 社会に対応する基盤、こういうことが提起をされて、いわゆる 11 けたでやっておるんですね、今回 12 けたということになる訳ですが、これまでのそうしたシステムを使って、これがなぜできないのかお尋ねします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）今回のマイナンバー制度につきましては、従来と違いまして、今回日本に住んでいる日本国民と外国人、1 人に一つの番号を与える、ダブらない番号になるということになります。そういったことを行いますので今までのコードを全て取り替える。一人一人に新たな番号をふるというふうな形でやっていくということで、今回この制度を設けておるものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）そうするとですね。共通番号制度で、ちょっと調べてみると、社会保障、それから、税務分野で全部把握をするようになっております。社会保障についても年金であるとか医療であるとか福祉であるとか、介護保険、税務分野では国税であるとか地方税ですね、そうするとですね、基本的人権の制限につながるというように思うんです。それは、違法な監視であったり、あるいは情報が流出したり、財産や資産の把握をしたり、債務の解消のために無理やりそこからですね、異常な預金の封鎖をしたり、差押えをしたりと、こういう方につながるというように思うんですが、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）この制度の実施によりまして、利便性が向上する反面、今の言われた

ように、個人情報不正に利用されたり漏えいしたりすることも懸念されております。適切な個人情報保護のために、国においてですね、特定個人情報保護委員会というものを設置しまして、また自治体には個人情報の保護評価を実施するよう義務づけられて、厳重なセキュリティのもとでプライバシーの保護が図られるように対応策が講じられております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）大体分かったんですが、これで一番問題なのはですね、個人情報を監視する問題で、個人情報の流出や不正利用、これが一番国民の間で懸念がされておる訳です。マイナンバーを使う、これはもう行政側は当然じゃと思うが、民間が使う場合があるのかどうか。それから、これを使った場合にですね。誰が何に使ったかというのがわかるのかどうか。3回目ですから、教育委員会にお尋ねをいたしますが、今資料の7に出されております中学校の校舎の問題ですね、一番真ん中の表の一番下で、41年経過した延床面積が444平米の問題ですけども、これまで資料として出されたのが、これは改築の必要はあるけれども、耐震補強は不必要だという表現をされておったんですが、これが今回上がってきとるんですね、これはなぜなのか、意味わかりますかね、3回です。からちょっといますけれども、今までもらった表の中で、耐震補強は不必要じゃが改築の必要性はあるとってここに載せておられますが、なぜなのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）この制度はですね、法律に列挙されたものだけが利用できるようになっておりますが、民間利用につきましては、平成30年をめどにですね、また、これから検討されるということでございます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）これまで海田中学校の北中校舎につきましては、27年度に仮設校舎と解体、28年度からにつきまして改築ということをお示ししてあるろうかと思えます。今回、海田町全体の教育のあり方というところを総合的に検討して行うということで、今残そうとしております管理棟・南校舎もいずれ10年後あたりには耐火耐用年数というところに行くというふうに考えております。その管理棟と今回の北中とあわせての総合的な在り方をしていく中で改築というところをまた一緒に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）西田です。資料5の22ページのところで説明がありました、保健センター総務一般事務事業の中の臨時職の賃金という形になっておりますが、この説明で、産後サービスにおける保健師をとというふうに説明受けたと思うんですが、産後ということになると、基本的には助産師等のかかわりが必要になるというふうに考えるんですが、それはその範囲ではないということかどうか、その確認を問いただします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）この事業につきましては、産後、出産を終えられて家庭に帰られた早い時期の母子について、保健師が訪問していろんな事の相談とかあるいは子どもさんの状態とかお母さんの状態とかいうのを確認するということですので、あくまでも、保健師の個別家庭への訪問事業と考えていただきたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。3点ほどお伺いします。まず、20ページのひまわりプラザの職員給与事業、これ、今年度に入っていきなり正規職員が館長だけであと臨時職員にがらっと代わったんですよね。その結果、4月に入ってからしばらくあそこの事務事業、事務作業、ばったばたしとったんですよね。まともに引き継ぎもできていない。今は落ち着きましたが、あそこで働いてるシルバー人材センターの方に聞いたら、正規の職員が館長しかおらんから館長にとんでもない負担がかかっている。あれはなんぼうなんでもかわいそう過ぎるだろうというお話をよく聞くんですよね。人事は町長のやる事ですからあれですが、なぜこういう無茶な人事をしたのか、ちょっと確認でお伺いします。続きまして、38ページ、町営住宅改修事業で駐輪場の整備で既存建物の調査が必要になったというような説明を今されたかと思いますが、なぜ当初予算にこれ駐輪場整備の予算を上げる際に調査をしてなかったのか、なぜ今頃になってこんな既存建物の調査が必要になりましたという、不思議な説明を受けなきゃならないのかい、この辺をお願いします。あともう1点、海田中学校の北校舎・中校舎の耐震補強の工事ですけども、先ほどの教育課長の答弁を聞いていても、わかりにくいんですね。今後の海田町の教育のあり方を総合的に検討した上で。何をどう検討するのかと。これまでの計画では、27年度に仮設校舎と解体して28年度か29年度に改築するって言っていたものを、取りあえず耐震化しておきます、あとは総合的に検討した上でどうするか決めます。総合的な検討とは一体何なのか、これ町民の方にとってわかりにくい説明だと思いますので、もうちょっと具体的な説明をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず1点目のひまわりプラザでございますけども、この度ひまわりプラザだけではなくに、それぞれの子育て支援施設につきまして、事務的には臨時職員の仕事職員の臨時をつけるということで可能ということで、ひまわりプラザ、それから児童館、町民センター、いずれも正職員は保育士の資格を持っている職員を付けると、それで、事務的なものについては臨時職員、さらにはこども課において支援するという形をとりました。この全体の見直しにつきましては、子育て支援計画でございますとかその他いろいろなその事務事業、人を当てるためには、限られた人員をどのように配置するかという中で行いました。確かに4月、5月、特に館長、元々が保育士でございますから、事務的な部分について不慣れなところもあったかとは思いますが、徐々に慣れてきたというふうに聞いております。そういう中では全体の人数が限られた中でいかに再配置するかということから行っております。2点目につきましてはおっしゃるとおりでございます。本来ですと、当初であった訳ですけども当初不必要と考えておりまして、駐輪場の建物だけという形で、簡易な建築申請をしたんですが、逆に県の方から町営住宅全体の改修に当たるという判断を受けてしまいまして、既存の建物も併せた形での建築確認を取りに来いという形になってしまいましてこういう形になりました。本来私どもとしては単独に駐輪場を建てるということで、予算の方もいただきましたし、駐輪場は別棟の建物という判断で処理していたんですが、県との見解の相違といいますか、しかし建築確認の権限は県の方が持っておりまして、全体を合わせて1棟の建物ということになってしまいましたのでこういう形になりました。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）3点目の質問については私の方から答えさせていただきます。ここで書いております今後の教育のあり方っていうこと、総合的につていうことですが、今議会でもいろいろと議題になりましたけれども、ICT環境整備でありますとかそれから学校の自由選択制、もっと言えば小中一貫校、これは昨日の新聞でしたか国の方が小中一貫教育の制度化に向けて動き出したと、そういうこともあります。こうした今激動の、教育が変わろうとしている時期に、北校舎・中校舎を改築して建ててしまったら、その校舎っていうのはもう60年、70年、つぶすというっていうか改築することができませんので、今本館の耐用年数がまだもう少しありますから、とりあえず27年度までの耐震化を100パーセントにするというところまでは、耐震化でいって、その次、これ

10 年後、20 年後になるかわかりませんが、そのときに、新たに改築をするというときには、本校舎もあわせて、全ての海田中の教育のあり方っていう表現をしますけれども、その中で、新しい学校というの、新しい理念のもとにつくるべきじゃないかと、そういう意味での今後の教育のあり方という意味でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）まず、先ほどのひまわりプラザの職員の話ですが、確かにおっしゃることはわかるんですが、一遍にがらっと今までおった職員をおらんようにして、保育士の資格を持ってる職員を館長にする。それ事務の引き継ぎなんてできませんよ。ましてやたしかにひまわりプラザ、子育て支援施設であります、それだけじゃない部分もございますよね、業務の中には。その点でしょっぱな支障が出とったんです。その点、住民サービス、町民サービスという観点において、こういういきなりがらっと皆おらんようにさして臨時職員をぽんと 3 人も入れる、このやり方は果たして町民サービスという観点では本当に正しいと言えるのかどうか、その辺のお考えを伺いたしたいと思います。で、さっき、あともう 1 点、その駐輪場整備が、また建物全体で建築確認をとらにゃならん、県から言われました、言われたものは仕方ないですが、ということは今度物置の方は別に問題はなかったんですかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず第 1 点目で申し上げますけども、やはり全体の住民サービスをいかに向上するかというところで、どうしても足りない正規の職員を置いた方がいいというところもございます。そういう中では、確かに、住民サービスとして、若干 4 月に確かに混乱あったかと思いますが、そういうのは例えばそこにいた職員の昇格させるとかそういういろんなそういうようなところである程度配慮したつもりでございます。それから、確かにひまわりプラザについては今回初めての試みでございましたが、昨年来、町民センターにつきまして、館長不在の中で臨時職員において事務的なことで一定程度のサービスを保てると、逆に子育て支援のところについては、やはり保育士経験者でないと、なかなか経験者、保育士の資格を持った職員でないと難しいという判断から、職員配置をいたしました。そういう面では、確かに今からもいろいろな住民サービスの中で、限られた人間でやりますと、よそでどうしてもちょっとひずみができる部分もございますが、トータル的なことを考え、そのひずみができる部分についてはそれが最小限になるような、そういった人事配置をしてまいりたいと思います。2 点目については、

すいませんいわゆる物置も全部含めて、いわゆるこの全体、あそこを改修する全体を出さなければいけないという意味でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。今の件なんだけどね、2点目の町営住宅ね、そのね、駐輪場というかそういうものを整備する駐車場、一旦4,400万円かなんぼじゃったと思うんじゃが忘れたが、水道管かなんかやるということじゃがね、いわゆる大規模の修繕、模様替え、これはっきり企業法でうとうとるじゃないですか。それにあたらののにね、ただ言われたからね、知らん、仕方ない120万円も出すんじゃというね、うちにも、それだけわかったスタッフもおるじゃないですか、まず当初からそういうんだったら一体的なものであるかもわからんというのはね、そこらね、横の連絡というかね、非常にそこらが悪い、今後もうこういうことが続くのがどうか自ずから4,000万円かけてやるということは、これは図面を出さなきゃいかんとか、どの程度の図面を出さなきゃいかんとかいうのはわかるはずなんよ。それを予算組んどいて、まだ3日4日しかいうたらちょっと話は大き過ぎるがね、160万も補正を組まんにゃあ対応できん。これでもってまた工事が遅れました明許にしてください。でたらめ行政じゃいうていいたい、わしゃね。そこらの考えはどうなのか、なぜ最初からもっと慎重にできんのかいうのと、ついでに苦言を一つ言うときですが、今、ひまわりプラザの話、この間西小にちょっと用事があってね、駐車場に車を入れたんよ。そうすると車置いとるけえ頼むわいうて、意味、わかりますか。何頼むん、言われた、あそこの職員に。駐車した車、車置いたけえ頼むわ。そこから何がいいたいか聞かんでも意味は分かるじゃろうと思うが。何をどうしたいん。いや車を置いとるけえ、ちょっと置かしとってくれえ。ああほうか、そういうことなん。職員教育、今住吉議員が言うように、なっとらんのよこれ、一遍にそういうことをしとるからね。まず普通に言うて今最初言うた。車置いとるけえ頼むわ。少なくとも職員教育する副町長、意味がわからんかね、あんたもわからんならああ、しょうがないなとわしもそう思うが、ちょっと苦言じゃがそれについてね、意味わかるか分からんかだけ答えてほしい。ほんで今のこの38ページかな、こんなものはだいたい最初からやろういうときにね、わしもその道におったが、当然必要か必要でないか、後で言われたから仕方なしにやるんじゃいうたら、ものすごい次元の低い、何にも分からん職員ばかりおるんかいうて言いたい。それぐらいの事も分からんのか。だから、言われる建築基準法に書いとる大規模の修繕もしくは模様替えについては図面を出しなさい。それにあた

らのじゃったら言うてもいいんじゃないの。160 万円も。それが節約とかいうものになってくと思うが、その 2 点ほど含めてどう思うか。その経費の節減ということと、それぐらいの事は事前に分からんのかいうことを聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、建築確認の方でございますが、当然に、本町においても最初の受け付けはやるというような部分がございます、本町の職員も建築基準法を理解しております。ただし、今ちょうど議員おっしゃいましたような大規模な改修という定義の部分で、本町の建築職の職員と広島県の建築主事、西部建設事務所にいます建設主事との解釈の相違が生まれて、最終的な解釈権者は、建築主事である西部建設事務所の職員ということでございまして、これは県とのそういった協議をした結果、建築基準法の解釈上、今回の場合には全体の図面が必要になるというふうな指示を受けましたので、建てるためには必要という形で今回追加をさせていただきました。これによってその工事の最終的な遅延がないように努めたいと思います。2 点目につきましては、誠に申し訳ないんですけども、私の推測的に言いますと議員のおっしゃいましたことは理解できますし、住民サービスとしてそれは少し不適切だったかというふうに思いますが、今の議場での議員のおっしゃられたことを受けてでございますので、その場におりませんでしたので、そこら辺は、問い合わせした上で十分に指導したいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12 番（西山）12 番、西山です。資料 5 の 46 ページ、委託料の中学校耐震補強工事でございますが、なぜ今回耐震補強工事になったかというのは先ほど説明を受けました。今回いい機会ですので、この委託して設計するときに、非構造部材耐震化も一緒に同時にされると費用対効果が十分発揮できると思うんですけど、その点も実施計画の中に入られるお考えはまずないでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）実施設計にあたりましては、その点も含めて検討するように今考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12 番（西山）続きまして、北校舎は、特にもう数年前から建替えないといけないというほど、行ってみますと大変な校舎でございます。今回、最低の耐震補強工事だけでなく、ある程度の生徒が快適に授業できるような実施計画にはならないでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）その点につきましては、教育委員会と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）2点ほどお伺いします。まず、6ページのマイナンバー制度のシステム構築のことなんですけれども、先ほど、今この法案、去年の今頃通ったと思うんですけど去年の5月二十何日に通ったと思うんですけども、一番懸念されるのが個人情報漏えいされるんじゃないかというふうなことで、原則個人情報は禁止になっておるんですけども、例外で、いろいろと何ぽか法律があるんですけども、それは除外ですよと、公益上必要がある場合は情報提供、警察のしていいですよというふうな、この今ことになっておるんですけども、それで情報提供をした場合、警察が情報提供を受けた場合ですよ、それは、今のこのマイナンバー制度のネットワークを介さずに情報が提供されるということで、今の、先ほど住民課長が言われました、そういうふうなのをチェックする第三者機関があるということなんですけれども、それは第三者機関は、こういうふうなところの対象外ですよというふうなことになっておるんですけども、それはどういうふうにご考慮しておられるんですか、というのと、あと40ページに消防団員が今度2名退職をされるということなんですけれども、今の消防団員の人の団員数いうんですかね、それと充足数いうんか、それがどういうふうになっていくかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）警察からの問い合わせにつきましては、このマイナンバー制度を利用する訳ではなくて直接ですね、警察の方から情報紹介がありますのでこの制度とは関係ないと思います。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）消防団の定数でございますが、条例定数が125に対しまして現員が102名でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）で、それで、今のマイナンバー制度のことなんですけれども、一番懸念されるのが、そういうふうなのが、実際にどういうんですかね、国会でそういうふうな論議をされたのと、実際のこういう今のような、どんどんどんどん情報が漏えいをしていく

いうんか、ほかのところへ行くと。それでそれをチェックすることができないというふうなのが大きな問題になっておる訳なんですよ。で、これを、どういうふうな格好で対処されますかということですけども。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）このマイナンバー制度につきましては、国で定められた制度でございますから、今国で定められているそれぞれの法令、それからガイドラインに沿って適切に処理してまいりたいと思います。

○議長（久留島）質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。
岡田議員。

○8番（岡田）第34号議案、平成26年度海田町一般会計補正予算（第1号）に反対の討論をいたします。補正予算の中の2款総務費、1項総務管理費、9目電算管理費、13節委託料電算システム改修事業の826万2,000円を含んでいるこの予算に反対をいたします。この委託金は、マイナンバー法を日本で暮らす全ての人に12けたの番号をつけて個人情報を国が一元的に収集利用するための電算システム改修の事業です。マイナンバー法は、個人情報を含む情報提供を禁止をしております。しかし、施行令では、利用が認められた主な法律として、少年法、破壊活動防止法、国際捜査共助等に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、不正アクセス行為の禁止等の法律、組織犯罪の処罰及び犯罪財収益の規制等に関する法律、犯罪の収益の移転防止に関する法律などです。暴力団の犯罪を未然に防ぐなどの内容もありますが、先ごろ不正アクセスで冤罪を生みだした事件などの例も見切り発車的なものです。国民のいろいろな権利を蹂躪しかねない法律です。今回の施行令は、マイナンバーが国会での説明とは全く違う目的で利用される危険を示しております。それで反対をします。主な理由は、個人の領域に踏み込み個人情報が容易に照会・集積され、プライバシー侵害などが常態化する。2番目に、具体的なメリットや費用対効果が示されていない。導入費用だけで3,000億円も要するといわれているし、さらに膨れ上がる可能性があります。徴税強化や社会保障の給付費の削減の手段とされかねない。以上のことです。この補正予算は、中学校耐

震事業などの評価されるものもありますが、このマイナンバー法の電算システムの委託料を含まれた補正予算であるので、平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）に反対をいたします。

○議長（久留島）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。第 34 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 34 号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、第 35 号議案、平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 35 号議案、平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。この補正予算につきましては、人事異動に伴う職員給与等の減額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）続きまして、平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。お手元にお配りしております資料 8 の平成 26 年度補正予算説明書に従いまして歳出から説明いたします。資料 8 の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。今回の補正予算は、4 月の人事異動に伴いまして、総務費の総務管理費の一般管理費職員給与費事業につきまして、371 万 4,000 円を減額するものでございます。続きまして、歳入について説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。財源調整として、一般会計繰入金につきまして 371 万 4,000 円を減額するものでございます。続きまして、議案について説明いたします。第 35 号議案をお願いします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 371 万 4,000 円を削減し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 14 億 8,514 万 6,000 円とするものでございます。以上、平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 35 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 35 号議案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 35 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 6、第 36 号議案、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 36 号議案、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、この補正予算につきましては、人事異動に伴う職員給与費の増減などの予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）それでは、第 36 号議案、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。はじめに、歳入歳出の補正につきましては、資料 9 の補正予算説明書により歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、4 月 1 日付けで実施した人事異動に伴う職員給与等の増減及びそれに伴う財源振替については説明を省略させていただきます。それでは 3 ページ、4 ページをお願いします。総務費の一般管理費の一般管理一般事務事業につきましては、介護保険システム改修に伴う経費として 97 万 2,000 円を増額するものでございます。次の、介護給付費改善市町インセンティブ事業につきましては、高齢者見守り支援の啓発や認知症予防をより一層推進するため、パンフレットの購入、講演会の開催及び軽度認知機能障がいの方を早期発見するための機器を購入するもので、108 万 7,000 円増額するものでございます。次に、1 ページに戻りまして歳入についてご説明いたします。まず、繰入金の事務費繰入金につきましては、細節でご説明した高齢者見守り支援及び認知症予防事業につ

いて一般会計から繰り入れ、205 万 9,000 円増額するものでございます。その他につきましては、人事異動に伴う人件費の減額の歳入調整を行ったものでございます。次に、議案についてご説明いたします。第 36 号議案をお願いします。この度の補正予算は、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 348 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 2,429 万 8,000 円とするものでございます。以上で、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。歳出の方で、物忘れ相談プログラム一式、一般質問で提案した人間にとってみりゃあ、こうやってほいほい買ってもらえればうれしい話ですが、疑問に思うのは、別に特定財源なんかで補助がつくような話でもなさそうなのに、なぜこの時期にさらにもう 1 台買うのか。一般財源であれば年度当初予算で計上しとってもよさそうなのは、なぜ 6 月の段階になって更にもう 1 台購入するのか、これがまず 1 点。2 点目、こうやってプログラム一式、多分これで 3 台目になろうかと思いますが、今現在ある 2 台、町民の皆さんに一体どれだけ周知されているのか。こちら周知されたような形跡がほとんどないんですね。去年浦上教授の講演会で 1 回やったきりで、それ以降広報にもさして載っている感覚もない。別に自治会に対してもそういった話はない。この辺、今いったいどういう周知をしてるのか。プログラム買っても、これ、使われなければ税金の無駄遣いなんです。せっかくいいプログラムでも。その辺はどのように考えていらっしゃるのか。そして第 3 点、予算審査特別委員会でも申し上げましたが、プログラムをかうだけじゃあだめなんです。早期発見した場合、その方のフォローをいかにしてするか。それができなければ軽度認知機能障がいの方を早期発見しても、その方を不安に陥れるだけなんです。その後のフォローがあつてこのプログラムがはじめて生きてくるにもかかわらず、そのフォローの体制を作らないままで、プログラムばかりほいほい買っていく。これはいったいどういう考えでプログラムばかり買っているのか、この 3 点をお伺いします。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）1 点目の補助につきましては、インセンティブ交付金が 25 年度分のものが、25、26 と執行するということで、それで今回補正をさせていただいており

ます。2点目の、3台目になるこの物忘れ相談プログラムなんですが、以前に購入させていただいたのがノート型のパソコンだったんですが、タブレット型ができているということと、それで訪問で使用できるということと、あと集団健診が6月21日から始まるんですが、その集団健診の全期間においておおむね65歳以上の希望者の方に、この相談プログラムを実施いたしますので、それを多くの方に一遍に待つ必要がないように使うということで3台目を購入しております。周知につきましては、今回健診の対象者に対してチラシを交付したりとか、それから健診のしおりの中でも周知させていただいております。あと広報にも出させていただいております。フォロー事業につきましては、この物忘れプログラムで対象になられた方につきまして、この5月から海田公民館で物忘れを予防するような教室を開催し始めております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目について補足をさせていただきます。25、26という形で昨年度交付金をもらっておりまして、国・県それから町の中で少し認識に差がございまして、25年度におきまして行いました一般事業における使用でOKだと思っておりましたが、最終的に本年度実績報告をする中で、何らかの見えるものでないとまずいということになりまして、それで、当初予算編成時では、ある程度もう25年度でインセンティブ交付金について、もう使ったということで計上しておりませんでした。それが認定されませんでしたので、この時期に至りまして、25と26年で使えばいいという交付金なものですから、改めてその26年度の事業として組まさせていただいたものです。この点につきましても、少しやはり、あの、国・県の方の説明も昨年度においては非常にあいまいな部分がありまして、昨年度は大体いいだろうということで動いてたものが、最終的な確定の段階で、これでは目に見えないということで否定されましたので、こういういった形になってしまいました。その点を補足します。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）じゃ、1点だけもう一遍聞きますが、タブレット型ができたので購入しましたという説明されたような気がします。随分前からタブレット型はあったように思いますが、確認しますよ、本当に最近タブレット型が出てきたのか。それが1点。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）この物忘れ相談プログラムにつきましては、去年までは、ノート型のパソコンで販売されておりまして、今年度からタブレット型もできたということ

を聞いています。

○議長（久留島）ほかに、西田議員。

○9番（西田）資料9の4ページ、先ほどの物忘れ相談プログラムですけれども、町内放送ですね、迷い人放送が結構今年度放送がなされております。そこへ向けての、当然、布石のためにこういった認知症対策というのは非常に重要であるというふうに考えますが、実際に購入されて運用しないと、運用してその対策を講じないといけないというふうに考えるんですが、そこらの運用方法に関しては、今どのように考えられてますか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）物忘れ相談プログラムにつきましては、以前からもご説明しておりますとおり、今年度につきましては、集団健診の待合時間に活用していただく、あるいは出前講座、いきいきサロンなど、各地域へ出向いて活用していただくということで活用することを考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）はい。でその、運用した結果の要するに成果ですね、そういったものの取りまとめを基本的に随時していかないといけないと思うんです。やはりどうしていこうかを把握する意味ですね。そこらのまとめは、いつ頃、今年度の末ぐらいにはきちっとそういった形のものが出てくるかどうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）本年度から本格的に物忘れ相談プログラムの後の教室なども実施します。健診でも希望者に実施していきますので、年度末に、今年度の事業の成果についてご報告できると思います。あくまでも、軽度の認知症予防をさしてもらうプログラムになっております。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。第36号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 36 号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 7、第 37 号議案、平成 26 年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 37 号議案、平成 26 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）。この補正予算につきましては、人事異動に伴う職員給与費の増減などの予算措置を行うものがございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）続きまして、平成 26 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。内容につきましては、資料 10 によるところでございますが、人事異動に伴う人件費などの補正でございますので、資料での説明を省略させていただきます。それでは、第 37 号議案をお願いいたします。第 2 条でございますが、当初予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額の水道事業費用を 115 万 7,000 円減額し、3 億 9,492 万 8,000 円とするものでございます。次に、第 3 条でございますが、当初予算第 4 条に定めた資本的支出を 818 万 9,000 円減額し、2 億 9,973 万 6,000 円とするものでございます。続きまして、第 4 条でございますが、予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を 1,238 万 2,000 円減額し、4,815 万 2,000 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 37 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 37 号議案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は原案のとおりこれを決めます。



て説明いたします。内装改修工事といたしまして、床や天井の張替え工事などを実施します。外装改修工事といたしましては、外壁の塗装や建具の取替えを行い、家具取替え工事といたしましては、作り付けの家具の取替えを行います。次に、工事スケジュールについてご説明いたします。次ページをご覧ください。エアコン設置工事の終了後に着工する予定で、7月下旬の終業式頃に物品を移動いたしまして、8月頃から耐震補強工事等を順次行ってまいります。平成 27 年 1 月ごろの完成を目指し、その後、仮囲いの撤去等を行い、工事全体の完成時期は 2 月末を予定しております。最後に工事にあたり、学校側の対応といたしましては、工事期間中は特別教室棟が使用できなくなりますので、授業は本館及び南校舎の普通教室で対応いたします。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点目にですね、落札価格は予定価格の何パーセントで落札されたか、それとですね、2点目ですよ、今の資料 11 のメンバーの分で言われましたがね、この前やられたときは、なぜ海田町の業者をいれなかったかと聞いたら、Aランクだけ入れてやったと。この度はAランクの仕事じゃが、海田の業者も入れんにゃいけんからBランクを2社入れた言われた。ね、この前の工事とこの度の工事と説明の内容がね、若干違う。やっぱり統一した説明をしてもらわなかったら、ちょっとね、片方じゃ、ほいじゃあ入れましょう、片方じゃ、あんたら駄目です。まあ次も言いますがね、また辞退された業者をね、何回も何回も入札入れられたりね、そういうことを暇があったらやっぱり公平に、まあ、仕事ができなかったちゅうことはAランクになろうか思うても仕事がなかったらAランクになれんよね、経営審査受けんにゃあいけんけえ。まあそういうことを考えてねえ、辞退される業者は頭からわかつちよるのに、またこれと呼んでまた辞退じゃいうたら、ちょっとこれね、入札の仕方ね、違和感があるの。そこらをどういう考えを持たれるか、そこを説明をお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）はい、まず1点目、この工事の落札率でございますが、約90パーセントでございます。続きまして、前回海田西小学校の耐震補強工事との指名選考の違いですけれども、海田町建設工事指名業者等選考要綱におきまして、建築一式工事の設計金額が1億5,000万円以上のものについてはAランクの業者から選定をすることとしております。その中で、町内業者の特例につきましては、2億円未満まではBランクとCラ

ランクの業者を対象とし、2億円以上3億円未満のものについてはBランクの業者のみを対象としております。海田西小学校の耐震補強工事につきましては、3億円を超えておりましたので、特例においても町内の業者を選考することができなかったというものでございます。この度につきましては、Bランクの業者が対象となりましたので、町内のBランクの業2社を含めたものでございます。次に、3点目、辞退の続く業者の排除という件でございますけれども、基本的にこの度の設計金額では、Aランクの業者が基本となっておりまして、まず、県内業者のAを選考し、それでも選考数が不十分だと感じましたので、全国のAランクの業者の中から、広島市又は安芸郡内に営業所を有する業者を選びましたけれども、やはり県内に本社のある業者の方が積極的に参加をしていたものと考えております。前回の海田西小学校の耐震補強工事では、参加された方がこの度の入札に参加されなかったりとか、今いろいろ辞退の理由がありますけれども、辞退の理由を確認しますと、その指名を受けた段階その都度その都度で、たまたま、技術者の配置ができるとか、作業員の確保ができたといったことで入札に参加する、辞退をするといったような事案があるようでございますので、基本的には、このような方法で業者の選考をしてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第38号議案について採決を行います。お諮りいたします。第38号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第38号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、第39号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第39号議案、工事請負契約の締結について。昭和中町地内において施工する海田小学校プール改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第 39 号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書その 2 の 2 ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田小学校プール改修工事でございます。工事場所は、海田町昭和中町地内、請負金額は 1 億 6,740 万円、請負者は溝手建設株式会社代表取締役藤平茂で、工期は議決の日の翌日から平成 27 年 3 月 27 日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料 13 の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により A ランクの業者が基本となりますが、総数の 3 分の 1 を超えない範囲内で選定が可能な町内に営業所を有する B ランクの業者 2 社、C ランクの業者 3 社を含む 15 社を指名いたしました。入札の結果、全ての入札が最低制限価格を上回りましたので、予定価格を下回り、最低の価格を提示をした溝手建設株式会社を落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）それでは、海田小学校プール改修工事につきましてご説明いたします。資料 14 の工事箇所図の表紙をめくっていただき最初のページをお願いいたします。まず、施設の概要についてですが、工事を実施する施設は、海田小学校のプールと付属室でございます。配置図で赤色の網掛けをしている箇所になります。次に、工事の概要についてですが、次ページの平面図をご覧ください。昨年度実施いたしました海田東小学校のプール改修工事と同様、大プールと小プールを F R P 製のものに改修いたします。また、付属室の改築や目隠しフェンスなども併せて行います。次ページをお願いいたします。工事スケジュールについてご説明いたします。プール授業終了後の 9 月以降に着工し、平成 27 年 3 月の完成を予定しております。最後に、工事にあたり、学校側の対応といたしまして、工事期間中はプール周辺に仮囲いを設置し、児童が立ち入ることがないようにし安全確保を図ってまいります。以上です。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14 番（前田）14 番、前田です。今ややこしい説明をされておりますがね、3 分の 1 がどうかね、C ランクがどうかということです、こういうふうにさっきの分もそうですが、済んだ分じゃけえ別にいいとしても、辞退社を入れたときにね、2 分の 1 になっ

とるんよの、もう指名した時点で3分の1にならそれでいいというのか、実際これはどうということなんかいいうことでね、先ほど来Cランクを入れるということですが、いわゆるこの経審の関係のCランクにはほど遠いと思うんじゃないけども、そこらを含めた説明をしていただきたい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず、特例で町内を指名することができる3分の1要件でございますが、こちらにつきましては、指名時点で指名業者総数の3分の1の範囲内で指名することができるものでございます。続きまして、経審のCランクの業者でございますけれども、町内の業者における、Aランク・Bランク・Cランクにつきましては、県の格付けに基づいて設定をしたランクでございますので、この度、入札に参加をしていただきました町内のCランクの業者につきましても、県におきましてもCランクとして扱われている業者でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）もう1つ確認しますがね、これだけ7社も8社もね、辞退が出とる訳ですが、仮の話言うたらお答えできません言うかもわからんがね、これ、県外業者がみなやっても皆辞退しても先ほど来9社ぐらい辞退しとるんよね。どっちがどうなんか知らんが。いろいろ事情もあろうが、先の入札で辞退したら、次の入札も当然自動的に失格というのか、入札不可になっていると思うんじゃないけども、その辺がね、うちの規定はどうなっとるのかよう分からんがその辺をまず一つ聞くということと、改めて、こういう6番からの業者が全員例えば辞退したら、あとの5社で有効なのかどうか、指名時点ということやけれども、その辺はどういうふうに考えておるのか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず1点目、辞退した業者へのペナルティでございますけれども、辞退した理由が正当なものであれば、次の入札で指名を回避するといったペナルティは設けておりません。次に、辞退した業者が多発して入札が少なくなった場合の取り扱いでございますけれども、もし仮に1社となった場合には、その入札は価格競争が行われなかったというふうに判断をし、入札を中止をしております。1社となれば中止をして対応しております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほどの入札時点で、失礼しました、指名時点が妥当かどうかという

お話でございますが、やはり私どもとしましては、地元業者への発注というのは極力多くしたいと思っておりますので、やはり指名時点で、極力入れるようにという形でしておりますので、妥当な判断だと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それ以上のことは言わんがね、もう済んだ話を言うてもしょうがないが、3億でライン引いたと、これは3億以上の工事はなんぼでもやっとなんよ。別にこれ答弁いらんけどね、同じようなそういうふうな地元企業の育成というのがあるんならね、やっぱりそれはそれでね、継続してそういう理念を通し続けてほしい。ある時はどうやらで、わかったような、我々がいちいち全部は把握してないけどもね、とにかくその場限りみたいな都合のいいような答弁をされとる。だから今後もそういう地場産業の育成とかこういうことを含めてね、やっぱり多少寛大というか、広く示すべきであると考えてるんで、一考のほうよろしく。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）確認なんですけども、3月の予算審査特別委員会のときに、これは土木関係に関して聞いたんですけども工事場所が近いときに、工事費、直接工事費とは別に、諸経費を合算して減額をする場合があるっていうように答弁があったんですよ。で、今回プールに関しては、同じ業者が海田小学校本館の給排水を落札されて、工事場所、同一小学校地内なんですけども、確認なんですけども、諸経費の概算経費減額ということはまさか考えてはないでしょうね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）考えておりません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）さっき聞けばよかったんですが、以前のプールを改修するときに、特別校舎の窓を窓枠ですかね、を、耐火にするために直すということですね、聞いていたんですが、今回は、特別校舎の耐震に含めてそれをやるんでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）海田小学校のプール改修工事に伴う校舎の窓の取替え工事でございますけれども、この工事につきましては、夏休みの施工を目指しまして、6月の早い時期に別で入札を行う予定でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。第39号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第39号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第10、発議第3号、海外で戦争をする国にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書案についてを議題といたします。案文については、お手元に配布しているとおりでございます。提出者より提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○8番(岡田) 8番、岡田です。海外で戦争をする国にする集団的自衛権行使に反対をする決議案、読み上げて提案理由といたしたいいたします。安倍内閣はこれまでの憲法の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしています。集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても他国のために武力を行使するものであります。それは、海外で武力行使に対する憲法上の歯止めをはずし、日本を海外で戦争をする国にしようとするものであります。この重大な転換を閣議決定で認めることは許されません、一内閣の判断で憲法解釈を勝手に変えることは、立憲主義の否定であります。憲法を破壊をする集団的自衛権の行使に反対をし、以下のことを強く要請をいたします。一、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使を容認を行わないこと。一、日本国憲法第9条を守り生かすこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出をいたします。平成26年6月4日海田町議会。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論があるようですのでこれから討論を行います。まず、反対討論があ

りますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 続いて賛成討論を許します。佐中議員。

○15番(佐中) 発議第3号、意見書について賛成討論を行います。安倍首相が集団的自衛権の行使容認について、5月の13日、政府の有識者懇談会が報告書を提出するのを受けて、自ら国民に説明をいたしました。集団的自衛権の問題は、恐るべき問題であり、日本の国の形を変えてしまう問題であります。集団的自衛権を使うように憲法を改憲することは憲法の読み方を変えます。戦後ずっと日本は憲法9条がある以上、集団的自衛権を行使することは許されないと考えてきましたが、それは間違いでしたということになります。今日から憲法9条のもとで、日本は集団的自衛権を行使して戦争できるというようにします。これが真実であります。新防衛計画の大綱では、新たに統合、機動、防衛力の構築を掲げて陸、海、空、自衛隊が海外に迅速にかつ持続的に展開できる能力を構築することを強調をしております。そして、前線との間で、兵士や物資を迅速に輸送するためのオスプレイ、水陸両用戦闘車両、無人偵察機、新型航空給油機などを新たに導入するとともに、米海兵隊のような殴り込み作戦を行う水陸機動団を編成するとしております。そのために、今後5年間に24兆6,700億円もの軍事費を投入する大軍拡計画を定めました。これは歴代自民党政権が建前としてきた専守防衛政策に外れるものであります。軍隊は持たないと決めた憲法を持つ我が国で、それは絶対に許されないことであります。さらに日本を海外で戦争する国、とりわけアメリカと肩を並べて戦争できる国にする、このために安倍政権が踏み越えようとしているのが集団的自衛権での憲法解釈であります。世界では今、互いの独立を尊重し文明や価値感の違いを認めながら、対話と信頼醸成に努めることで紛争を平和的に解決する流れが東南アジアなど大きく広がっております。侵略戦争に断罪した戦後の国際秩序に挑戦をし、専ら軍事力だけに頼るやり方は、世界から孤立する道であることを述べて、賛成討論を終わります。是非賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長(久留島) ほかに討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りします。発議第3号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。起立少数と認めます。よって発議第3号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第11、発議第4号、海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。発議第4号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 意義なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第12、発議第5号、手話言語法制定を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。発議第5号については、原案のとおりこれを決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって発議第5号は、原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することと決しました。以上で、平成26年第4回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 3時30分 閉会